

衆議院 大蔵委員会 議 録 第 十 二 号

平成十一年四月二十日(火曜日)

午後三時開議

出席委員

委員長 村井 仁君

理事 井奥 貞雄君 理事 衛藤征士郎君

理事 鴨下 一郎君 理事 柳本 卓治君

理事 上田 清司君 理事 日野 市朗君

理事 石井 啓一君 理事 小池百合子君

江渡 聡徳君 大石 秀政君

奥山 茂彦君 河井 克行君

栗本慎一郎君 河野 太郎君

桜田 義孝君 菅 義偉君

砂田 圭佑君 中野 正志君

中村正三郎君 能勢 和子君

平沼 赳夫君 村上誠一郎君

吉川 貴盛君 渡辺 具能君

石毛 鏡子君 枝野 幸男君

末松 義規君 仙谷 由人君

藤田 幸久君 山本 孝史君

大口 善徳君 谷口 隆義君

並木 正芳君 若松 謙維君

鈴木 淑夫君 西田 猛君

佐々木憲昭君 矢島 恒夫君

横光 克彦君

出席國務大臣

大蔵 大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

内閣法制局第三 阪田 雅裕君

部長 北海道開発庁総 齋藤 徹郎君

務監理官 国土庁計画・調 小林 勇造君

整局長 国土庁地方振興 中川 浩明君

局長 大蔵政務次官 谷垣 禎一君

委員外の出席者

大蔵大臣官房長 溝口善兵衛君

大蔵省理財局長 中川 雅治君

会計検査院事務 小川 光吉君

総局第五局長 北海道東北開発 濱本 英輔君

公庫総裁 日本開発銀行総 小粥 正巳君

裁 大蔵委員会専門 藤井 保憲君

委員の異動

四月二十日

大島 理森君 江渡 聡徳君

桜井 新君 能勢 和子君

渡辺 博道君 奥山 茂彦君

渡辺 喜美君 菅 義偉君

海江田万里君 枝野 幸男君

玉置 一弥君 石毛 鏡子君

中川 正春君 藤田 幸久君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

本日の会議に付した案件

日本政策投資銀行法案(内閣提出第三三三)

○村井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、日本政策投資銀行法案を議題といた

します。

これより質疑に入ります。質疑の申し出があり

ますので、順次これを許します。江渡聡徳君。

○江渡委員 自由民主党の江渡でございます。

宮澤大臣におかれましては、日々大変厳しい経

済情勢であります日本のかじ取りのために努力さ

れておりますことに、まず心より敬意を表

するところでございます。

今回の法案に関しまして幾つか質問をさせてい

ただきたいと思っておりますが、特に、私の

選挙区の中に六ヶ所村のむつ小川原開発の問題が

ありますので、この法案等に関しまして特別の関

心を寄せさせていただいておるわけでございま

す。

昭和三十一年の経済白書におきましては、戦

後は終わったというふうにかかれ、その後日本の

経済というものは急速に伸びていったわけであり

ますけれども、その中におきまして、地域間の経

済格差あるいは過疎化の問題等都市と地方の格差

というものが広がっていったわけでございませう。

それら格差問題の解決のために、また地方の夢

実現のために、しっかりと政治の光を当て

て、国土の均衡ある発展を目指そうという政治思

想のもとにおきまして全国総合開発計画がつくら

れたと認識しているわけでございます。

そこで、質問させていただきたいわけでござい

ますけれども、むつ小川原開発、苦小牧東部開発

のプロジェクトを創出したしました昭和四十四年

の新全総計画のねらいというのは一体何だったの

でしょうか。また、新全総計画において、むつ小

川原、苦東のような大規模で難しい事業に北東公

庫はどのようにかわって来たのでしょうか。また、

北東公庫の政府関係機関としての使命とどう

関連しているのか、その点をお伺いしたいと思います。

でしようか。また、新全総計画において、むつ小

川原、苦東のような大規模で難しい事業に北東公

庫はどのようにかわって来たのでしょうか。また、

北東公庫の政府関係機関としての使命とどう

関連しているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○宮澤國務大臣 ただいま昭和四十四年の全国総

合開発計画、いわゆる新全総についてお話ござ

いました。

私はたまたま、当時経済企画庁がこの仕事をし

ておりましたので、前後五年間厄介になりました

ので、累次のいわゆる全総に直接間接にかかわ

てまいりました。

今お話し、四十四年の、これは新全総と言わ

れるものでございすけれども、当時我が国は経

済成長のまことに輝かしい過程におりました、将

来を見通しますと、国内基幹産業の生産規模とい

うものを飛躍的に拡大する必要がある、また、大

規模プロジェクトというものも当然に必要であ

る、そういう国土利用が大事だということがいわ

ば国内のコンセンサスであったと思ひますし、新

全総というものは、その考え方についての理論的

なあるいは実証的な裏づけを試みたものでありま

して、そういう中から巨大な臨海のコンビナート

等々が幾つか構想されました。むつ小川原開発プ

ロジェクトもその一つであつたわけでございま

す。

○濱本説明員 北東公庫が政府関係機関としてど

のような使命のもとにこのむつ、苦東事業に関与

したかということにつきましてお答え申し上げます。

北東公庫法第一条というのがございまして、北

東公庫は、北海道、東北地方における産業の振興

開発を促進し、長期の資金を供給することにより

まして民間の金融を補完することを目的とすると

す。

す。

す。

す。

す。

いった趣旨の規定がございます。この規定を受けまして、業務方法書におきまして、本公庫は、その業務を行うに当たっては、政府の北海道または東北地方の開発政策に順応せよと書いてございます。

北東公庫法が国会で最初に審議されました昭和三十一年五月、国会の附帯決議がございました。附帯決議にどう書いてあるかと申しますと、当時は北海道開発公庫でございましたが、「北海道開発公庫の投融資計画は不明確である。政府は速かに北海道総合開発第二次五年計画を策定し、開発公庫の対象となるべき投融資計画を明確にすること。」とされました。

この脈絡がずっとございまして、この中で全総計画が後につくられてまいりました。

新全総計画におきましては、趣旨としては、過密過疎及び地域格差の問題を解決しなければならぬとして、新しい開発方式を記しました。これによりまして、各地域の特性を生かした自主的、効率的な大規模開発プロジェクトを計画して、これを実施することによってその地域が飛躍的に発展し、漸次その効果が全国土に及び、全国土の利用が均衡のとれたものになるという方式として示されました。その事業主体に関しましては、公共、民間の混合方式等について検討することとされ、後々その計画の流れの中で、北海道、東北地方に、この苦衷地区あるいはむつ地区に大規模工業基地を建設することが明記されてまいりました。

そういった流れでございまして、北東公庫法第一条に規定されております事柄、これを我々の使命とし、以後、ただいま申し述べましたような流れの中で北東公庫がこの両事案に関与することになったということができようかと存じます。

○江渡委員 今お話を伺ったわけでございすけれども、しかしその後、我が国の経済に大きな影響を与えました第一次、そして第二次のオイルショックというものがあつたわけでございす。そのことによりまして、このむつ小川原開発、苦

東開発というものは修正を余儀なくされたと思うわけでありますけれども、その後策定されました全総計画及び同時期に策定されました地方プロジェクト開発促進計画には、この大規模工業開発に關しましてどのように書かれていたのかということもお伺いさせていただきたいと思ひます。

○小林(義)政府委員 四十一年に閣議決定された新全総における大規模工業基地建設につきましては、先ほど大蔵大臣から御答弁があつたとおりでございす。

その後、御指摘のとおり、いろいろな経済情勢の変化がございましたが、昭和五十二年に三全総を閣議決定しております。その中におきましては、この両地区につきまして、地方における脆弱な経済基盤を強化するため、両地区に大規模工業基地を建設するという表現でこの工業基地問題を扱っております。

また、昭和六十二年の四全総におきましては、基幹資源型工業の立地にとどまらず、長期的視点に立つた有効利用を積極的に推進するというふうに変化してきたところでございす。

さらに、昨年三月に閣議決定されました新しい全総計画においては、近年の経済社会情勢の変化を踏まえて、開発方策等の検討を行いつつ、それに基づき推進することとしておりまして、いづれにいたしても、その時々々の経済社会情勢を反映した表現ということでこの問題を取り扱っているところでございす。

○江渡委員 今伺わせていただいたわけですが、けれども、先ほど述べましたように、このむつ小川原開発地域というのは、私の地元ということもありまして、また今、我が自由民主党におきまして、この問題解決のためにむつ小川原開発問題プロジェクトチームというものを設置いたしましたし、そこにおいて私も汗をかかせていただいているわけではあります。

このたびの全総及び東北開発促進計画におきまして、むつ小川原地域におきましては、今御答弁いただきましたとおり、開発方策等の検討を行

つつ、それに基づき推進するというふうにしておるわけでありすけれども、国として、では具体的にどのよう推進していられるのでしょうか。あるいは、この推進に当たりまして、その前提としてどうしても実効性のある事業計画というものが必要であると思つております。そしてそのために、研究開発プロジェクト等、国としても関連プロジェクトの立地等を支援していくべきだと考えているわけですが、いかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

○中川(浩)政府委員 ただいまお触れになりましたように、むつ小川原地域は、我が国にとって重要な施設でございす。国家石油備蓄基地とかあるいは核燃料サイクル施設が既に立地、建設をしております。さらに加えて研究施設の立地が進むなど、重要な役割を果たしているところでございす。また、当該用地は一体的に確保されていることから、全国総合開発計画や東北開発促進計画に位置づけられましたように、今後、諸施設の集積可能性を含めて開発方策等の検討を行いつつ、それに基づき推進するという姿勢で臨んでいるところでございす。

この地域の基本となりますむつ小川原開発の計画は、青森県が作成いたしましたむつ小川原第二次基本計画でございす。現在、青森県においてその計画の改定作業に入っているとございす。昨年六月に青森県が作成いたしました新計画の骨子案におきましては、量子科学研究機構や環境科学技術研究所等のエネルギー、環境関連分野の研究開発機関の立地や多角的な産業集積の拠点等として長期的な視点に立った地域の有効活用を図ることを目指しているものと承知をいたしております。

また、先生今お触れになりましたように、自民党におきましても、むつ小川原開発問題プロジェクトチームにより、むつ小川原地域において立地を進めるべきプロジェクトについて御検討をいただいております。昨年十二月に座長試案として取りまとめたところでございす。

開発の推進に当たりましては、その前提として、御指摘のように、実効性のある計画が必要であると存じております。国土庁といたしましては、青森県とも相談しながら、関係省庁その他関係者との必要な調整に最大限努力することによりまして、実効性のある計画の着実な推進を期してまいりたいと思つております。

○江渡委員 今お答えをいただいたわけでありますが、私も、なかなかこの部分が難しいところがございます。特に、私もこのプロジェクトの一員として汗を流してきたわけでありますけれども、やはり事業計画その他の方におきましては、国あるいは青森県をしても関係機関の方々のある程度の考えというものは取りまとまっているようなところがあるわけですが、しかし、今度は、具体的に債務問題その他の処理のことを考えていくならば、なかなか思うようにいかないというふうな厳しい状況があるわけでございす。特に、青森県のむつ小川原開発、二千三百億円という大きな大きな借金を抱えているところがございます。ですからこそ、そのことも踏まえながら、やはりしっかりとした計画というものは私は大切になってくるのではないのかと思つておるわけでございす。

そこで、視点を少し変えさせていただいて御質問させていただきますと思うわけでございすけれども、このむつ小川原開発というのは、今日日本の中におきまして、次の時代、二十一世紀におけるエネルギー政策というものを踏まえて、日本の国家にとりましてはもちろんのこと、そしてまた青森県にとりましては、地域にとりましても大変重要なプロジェクトであると私は思っております。

それゆえ、私が思うには、この開発におきまして北東公庫というものはかなり大きな役割を持っていたと思つております。つまり、計画の立案部隊という立場のみならず、ある意味では執行部隊であつたのではないのかというふうな考えをいただいております。ゆえに、今までの長期の間、この二千三百億円という大きな債務が発生し

ているわけですが、その段階までの間に、執行部隊としてこの会社の収益確保のために北東公庫がいかなることを行ってきたかというところをまずお聞かせいただきたいと思います。

○濱本説明員 御指摘いただきましたように、北東公庫は、その計画のいわば執行部隊でございまして、確かに、公庫としてどこまでこの全体の運営に關与できるかという限界はあろうかと思ひますけれども、考えられるいろいろな方策につきまして努めてまいりました。

多少具体的に申し上げてみたいと存じます。

会社がやっていますために会社の収益が確保されなければなりません。実際問題として、計画が既に与えられた上でどこまで会社の収益が確保されるかということになりました場合に、着目すべきは経費の抑制でございまして。

例えば、具体的な例として申し上げますと、むつ会社の場合、土地を取得しました後これを売却するわけでありまして、その間、取得した土地につきまして、いずれ造成作業を施す必要がございます。これをあらかじめどんどん造成作業を進めていくということに最初はなっておったわけでございますけれども、やはり売却がはつきり見通しが立った上で造成作業を行うということで十分ではないかというようなことで、その経費の合理的な計上の仕方につきまして議論を進めました。

それから、非常に大きな負担になります金利の問題、これにつきましても、何とかこの金利の負担は軽減できないか、これだけ大きな国家的なプロジェクトでございまして、その趣旨に沿って特別な金利、特利制度を活用できないかという議論も進めてまいりました。私どもも、そういった現場からの要求としまして特利制度の要求に加わりました。その結果、幾つか段階を経まして特利制度が認められ、それによって金利負担は少しずつ軽減されるという方向に向かった、その特利制度の限りにおいて負担が軽減されるということに向かったと思ひます。

また、会社のリストラの問題につきましても、できる限りこれを進めるべきではないかというところで議論をさせていただきました。

それから、この広い土地にしかるべき企業を誘導するという事業、これによりまして土地の売上実績が上がるわけでございます。企業の誘致のためには公庫として努力できる余地があるのではないかと、微力ではございますけれども、あちこちそれにつきまして検討する、さらに、その誘致された企業に対して融資をする、その融資に際して利子を軽減するというようなこともできないだろうかと思ひまして、これも当局に要望をさせていたという事実がございます。

さらに、事態が非常に難しい状況になってまいります局面では、その状況を突破しようと思ひまして、ただいま申し上げました利下げの措置に加えて、さらに企業立地のための補助金、つまり、そこに企業が誘致されます場合にはしかるべき補助金が供与される、そういう仕組みにつきましても関係者との合意に努めまして、一つの支援のパッケージを組ませていただくというようなこともございました。

あるいは、さらにこの土地の利用につきましてもいろいろなアイデアの募集でありますとか懇談会の開催を行うとかいたしまして、土地の存在を多くの人に知っていただき、もしどこかにその活用の余地があるならばそれを土地と結びつけたという気持ちで努めてまいったつもりでございます。

執行部隊として何をやったかというお尋ねに対して、以上、お答え申し上げます。

○江渡委員 特に、今お話しただいてる中におきまして、支援パッケージというものを策定されてかなり努力されたということは私自身も存じ上げていますけれども、しかし、そのことが思うような形として生かされていなかった、また進まれていなかったということで今の状況があると思ひます。それでは、この

むつ小川原のプロジェクトの問題を解決していく上においては、事業スキームと、そして債務の処理スキームというものをしっかりとつくり上げていかなければいけない。その債務の処理スキームをきちんとつくり上げていって、この問題の解決を目指す上におきまして北東公庫がなすべきことは何であるとお考えなのか、そのところをお伺いしたいと思ひます。

○濱本説明員 いろいろ努力を重ねてきたつもりではございますけれども、ただいま江渡先生から御指摘のような結果を見ておるわけでございまして、私どもといたしまして、ここにいわばすべて我々の持ち合わせております知恵を集中して方策を考え続けてまいりました。そんな折に北東公庫と開発銀行とが統合される、そういう政策決定が下りまして、その際、このむつ問題につきましても統合の行われますまでにしかるべき結論を出すこと、そういった方策も明らかにされました。

私どもとしましては、抱えております問題をこの時期までに、ただいまの指図に従いまして関係機関と協議を尽くし、この協議の中からしかるべき成果が出るように尽力をしたい、これが一つでございます。

いま一つは、この長い歴史を顧みまして、いろいろなことがございましたけれども、その一つ一つをもう一度たどってみまして、そうした体験の中から将来に生かされるべき事柄は何かということをややはり真摯に考えてみたい。そして、それを具体的な形で先々生かすことができればというふうな考えておきまして、今そういったことを課題にまさに取り組むべきときに来ているというふうな考えております。

○江渡委員 かなり厳しい道のりだと思ひますけれども、最大限の汗を流していただきたいと思います。私は望むところでございます。

さて、今まで質問させていただいて、また中身が明らかになってきているわけでございますけれども、現在のむつ小川原開発というものがこれまでに掲げてきた夢というのが私は破れたのではない

いかと言わざるを得ないわけですが、しかし、やはり政治家また我々が次の時代に向けて新たな夢というものをつくり上げて進んでいかなければならないというふうに思っているわけでございます。

そのためには、この件に關しまして、国、青森県、北東公庫、そして関係者でありました経団連等がしっかりと意思を共有していくということが私は必要であると思っております。現状をよく理解して、問題意識を持って進めていくことも大切であると思ひます。そして、これらのことを踏まえて新たなシステムの構築をしていくという姿勢が私はどうしても不可欠であらうと思っております。そのためには、早急に一番の問題でありますこの債務処理問題というものを解決していかねばならないと考えております。そのことをすることによって、次の夢に向かって関係各位が力を結集していくということが、ある意味では私ども政治家も含めての責務であるというふうに考えております。また、それだけの自信と自負を持って進んでいかなければならないとも考えているわけでございます。

この問題を解決するにおいては、どうしても多数の関係者の利害というものを調整していかねば問題を解決することは不可能であります。しかし、早急にしなければならぬという問題を踏まえた場合、どうしても私自身は政治的な解決というものがよりベターな方策であるというふうな今の状況ですと思ひます。私どもも、それゆえにお尋ねしたいわけでございますけれども、新全総当時の経済企画庁長官として、また元総理大臣といたしまして、経験豊かで洞察力のすぐれております大臣のお考えというものを聞かせいただきたいたと思ひます。

○富澤国務大臣 私は、今、国土庁の御所管のことでございますので、直接の所管大臣ではございませんので、それを申し上げました上で申し上げます。私も、新全総以来、冒頭

に申し上げましたようなことで、私は、苦東につきましてもむつ小川原につきましても、関心をずっと持ち続けてまいりました。不幸にして石油危機があったり、また我が国の経済がこういう推移をたどったりいたしまして、今状況は必ずしもよくないということではありますけれども、将来の我が国、二十一世紀における我が国のあり方というようなことを考えますと、何とかして、御関係の皆様がこのプロジェクトをここで断念することなしに、将来に向かって考えていただけないものかなというのを個人的にはずっと思いついてまいりましたし、また意見を聞かれれば、個人の意見としてはそのようなことを申し上げてまいりました。

幸いにして苦東につきましては、関係の皆様方が、このところは将来に向かってやはり前向きに考えている、ここでギブアップしてはならない、そういう合意がともかくもでき上がったと承知をいたしておりますが、むつ小川原については、必ずしも状況がまた同じでもございませんこともありますけれども、いろいろなことからその合意が、いろいろ御苦労も多いので、目下のところ成立をしております。

いわば、今私は直接には関係のない人間でございいますけれども、しかし、何とかお話がでないものだろうか。また、そのことが北東公庫に御関係をする部分があるとすれば、それは恐らくあるのだらうと思えますけれども、北東公庫におかれても、これは私に御関係がございしますので、北東公庫におかれてもどうかそういうお話し合いの成立に、一役どころではない、実は非常に苦勞しておられることを知っておりますけれども、買ってもらってしかるべきことではないかというふうに考えております。

ただ、終局的には、国のレベルにおきましては国土庁の御所管ですが、おっしゃいますように国土庁、青森県、むつ小川原の会社、北東公庫、経団連、皆さんの間で何かの合意ができて、そして将来に向かって、来るべきチャンス待ってこれ

を生かしていくということがあれば大変に望ましいことだと個人といたしましては考えております。

○江渡委員 大変ありがたいお話をいただきました。ありがとうございます。

ただ、新銀行を設立する時期までには、時間的な余裕というものはかなり厳しくなっております。それゆえに、どうぞ今後とも大臣のお力もかしていただきながら、これらの解決というものを早急に進めていけるような形というものを、つくり上げていきたいというふうにも私も思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思っております。

時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○村井委員長 次に、上田清司君。

○上田清司委員 きょうは、日本開発銀行総裁並びに北東公庫の総裁、御苦労さまでございます。

また、過日、大蔵委員会の理事会で苦小牧東部開発地域の視察をさせていただきました。その際に大変お世話になったことをこの席をおかりしまして御礼を申し上げます。

さて、何と云ってもこの統合法案の一番のポイント、北東公庫に生じた損失を日本開発銀行の準備金で埋めるといふこのスキームが本当にいいことかどうかというのが第一点であります。そしてもう一つは、苦小牧並びにむつ小川原の巨大開発プロジェクトの総括というものをやはりきちんとなさなければならぬ。何が問題でどこが成功し、どこが失敗したのか、こんなところをしっかりとやっていかねければ、これからの開発行為に関しても、あるいは今後考えられるさまざまなスキームについても台なしになってしまうという考え方を持っております。

そこで、私も「苦東開発をふりかえって」というタイトルの、昨年の十一月九日、北海道開発庁が取りまとめた報告書を隅から隅まで丁寧に読ませていただきました。基本的に北海道開発庁にお伺いしたいんですが、結論の部分にそれなりの見解

が出ておりますが、まず、どのように苦小牧東部開発についての総括をされたのか、改めてききたい。この委員会の席でお述べいただきたいと思っております。

○斎藤政府委員 苦小牧東部開発につきまして、先ほど来御議論がございしますように昭和四十年代前半の高度経済成長のいわば終わりの時期に開発され、当時としては重厚長大産業の企業立地の場所として予定されていたわけでありましてけれども、その後の経済事情の変動、二度にわたるオイルショック、あるいは昭和五十年代前半におきます円高不況等々、当初予定しておりました経済条件とそこを来してきたということから、何回か全体のグランドデザインを変更せざるを得なかったわけでありまして、それ以上に、当初から土地の先行取得、これは事業の担い手でありまして三セクの苦東会社を中心になって行ってきたわけでありまして、専ら借入金に頼る形で土地の取得がされてきた、一方で計画どおりに企業立地なり土地の分譲が進まなかったというこの結果、金利が金利を生むという形により苦東会社に債務が累積してまいったわけでございます。

北海道開発庁、北東公庫、北海道あるいは関係者、何とか事業の再建を図るべくいろいろと努力をいたしましたけれども、一昨年の十一月に代表幹事行であります拓銀の破綻をきっかけに協調融資が得られなくなり、その後関係者で苦東会社の経営の再建について検討をいたしましたけれども、最終的には民間協調融資団の理解を得られることとならずに、結果的に行政としては、苦東会社を清算し、その上で官民の出資を募り、新会社をつくる、このことによりまして引き続き苦東事業を進めるとともに、現在の苦東会社に累積した債務をきちんと処理していこうというふうに考えているところでございます。

○上田(清)委員 監理官に申し上げますが、質問に正確にお答えいただきたい。現状を説明しろと申し上げておりません。総括をしないと言ったんです。先ほど江渡議員からも質疑が、大変重要

なことをしっかりと書いておられますが、答弁の方がだめですよ。抽象的でもお答えになっておられない。国会の審議というのは抽象的な議論をするところじゃありませんから、最初に申し上げておきます。

要するに現状を説明されただけです。これはまだこの報告書の文章の方がしっかりしています。書いてあります。苦東会社の経営破綻は一義的には経営上の問題だ、ちゃんと会社の責任がある。この間概況説明のときには、社長は、手足でやっていただけです。それから責任逃れみたいなことを発言されておられましたけれども、きちんと総括されてあります。一義的には経営上の問題だと。

それからあわせて、経営破綻は苦東開発のシステム全体における複合的な要因によるものだ。また、経済発展の中で、産業政策の変転過程の中でいろいろな破綻ができてきた。それから、有利子借入金による債務累積構造が最大の要因であった、こういうことも言っておられます。そしてまた、苦東開発が長期的な視点に立ち戦略的に取り組むべきにもかかわらず、関係機関が官と民の多岐にわたる既存の縦割りシステムのもとで、連携の不足と責任の欠如が生じるいわゆる官民のたれ合い構造にもその一因があったとそれなりに総括してあります。

こういうことを踏まえてどのようにこれから新しい仕組みをつくっていくかが問われているわけですから、何が原因だったのかということとをきちんとして把握しなくちゃいけない。現状の説明だけじゃ困るんです。

そこで、私がアレンジして正確に、これはまだまだ非常に遠慮深く書いてありますので、私が整理してみました。この開発がなぜ失敗したかというのを申し上げます。

苦東開発株式会社は、会社そのものが一義的な責任者であるという自覚に欠け、採算無視の経営を行い、開発庁や北東公庫の天下りを受け入れ、高額給与や高額退職金をむさばり、大穴をあけて

しまった、これがまず一点。

北海道開発庁は、国家プロジェクトの推進、監督の立場でありながら、産業構造の転換があつてもさしたる計画の変更もしないで、第三セクターである苦東開発に適切な指導もできず、天下りポストとして利用し、国民の金をむやみにむしり取つた。

三、北東公庫は、金融機関でありながら、国のプロジェクトだから安心という安易な視点から巨額の融資を続け、中でも金利分を土地代に上乗せし追い貸しをするという政府系金融機関として無責任な融資を続け、十年三期の政府系金融機関のリスク管理債権の残高に占める割合は九・八％という、他の政府系金融機関の多いところの三倍に上る不良貸付機関となつた。

これが私流に、少し言葉が汚くなって大変御無礼な部分もございませうけれども、正確に総括すればこういう三つの問題点があるというふうに私は考えました。

そこでお尋ねをしたいと思います、先ほどちょっと申しましたように、概況説明を現地で受けたときに苦東開発の中田社長は、我々は手足でやっていただけですという非常に当事者自覚に欠ける発言をされておられましたので、先ほどの理事会でも参考人としてお願いしたいということを申し上げましたが、ぜひそれは関係の皆様のお力もおかりしながら実現させていただきたいと思ひます。そこで、現実には苦東開発の社長がおられませんが、お伺いしますが、北海道開発庁としてはどのような事態に陥つたことに対してどのような責任をとられてきたか、あるいはとられようとしているのかを確認したいと思ひます。

○斎藤政府委員 第一に、苦東会社の責任の問題でございませうけれども、三セクとはいへば商法上の法人でありますので、かつ会社自体が債務不履行状態に陥つていてということでありませうから、当然に商法上の会社としての責任をとるべきものというふうに考えております。

次に開発庁でございませうけれども、私どもの責

務は、苦東の開発計画を立案し、そしてこれを進めていくということでございます。

先ほど申し上げましたように、種々の経済事情の変動によりまして当初予定したおりの計画にはならず、最終的に、経営の担い手でありませう三セク会社の破綻を来すという事態に立ち至つております。このこと自体、私も、当然、北東公庫あるいは苦東会社、北海道とも相談した結果でございませうけれども、現在の苦東会社を生き残させるのではなくて、これを清算するという決断をし、それだけで済むと債権者に対して非常に無責任な結果になりますので、そこは、一方で債務処理のスキームをきっちり打ち立てるとともに、これまでの苦東開発計画が新しい会社のもとで円滑に推進することができませうように、関係者と協議しながら最大限努力していくというのが開発庁としての責任の果たし方である、こういうふうに考えているところでございませう。

○上田(清)委員 責任をとつたことにならないんです。新しい組織をつくつてしっかりやればそれが責任をとることになるというふうにお考えなのか、もう一度伺いたいと思ひます。

○斎藤政府委員 苦東の土地、計画面積一万七千百ヘクタール、それから第三セクターが持つております土地が六千六百ヘクタールありますけれども、我が国に残された貴重な未利用広大地でございませう。何としても、開発庁、あるいは地元の北海道も同様でございませうけれども、この土地を一体的に確保し、計画的に開発を進めていきたいというところに最大の責任を感じているところでございませう。

その上で、これまで借金を重ねてきた結果累積してきた債務、最大債権者は北海道東北開発公庫でございませうけれども、あるいは民間金融機関でございませうけれども、こういった債権者との間の債権債務関係をきっちり整理するということが第一に私どもに課せられた責任というふうに考えておりますし、その上に立つて、新会社のもとで円滑に事業を進めていくというのが第二の私ども

の責任だというふうに考えているところでございませう。

○上田(清)委員 同じお話ですね。今言われましたように、当初の予定は総生産額が三兆三千億、結果はどういう結果であつたかという、生産額は、九五年の時点で、少し古くなつておりますが、九百五十億、大変違ひがございませうね。従業員数五万人が千六百五十人。関連投資三千六百億の結果、どうなつたかという、借金が一千八百億残つた。こういう巨大プロジェクトの中身の違ひというんですか、そういうものについて、失敗しました、またしつかりやうていくことが責任の果たし方ですと云つて世の中通らないです。そういうことを言っているから、新しい事業をやつたてうまくいかないですよ、だれも責任をとらないという。

本来なら、だれか責任者がやめて、きちんと総括したものをささなくちやいけない。そういうことをやらない以上、前へ進むわけないですよ。全然反省がないというこの証拠じゃないですか、そういう言い方は、何か失敗しても、いや、このまま続けることが責任のとおり方です、それで世の中通じますか。内閣はそういうことはなかつたでしょう。何か問題があれば、責任をとつてやめていませう。それと同じですよ。やめない人たちがいますけれども、そういう例外をまねしちやいけないということですよ。

それで、これは繰り返してまいりますから、次に聞きましょう。国土庁にお伺いしたいと思ひます。

五全総の中でこの両プロジェクトを推進する方向性をきちんと記述されておられますが、このまま五全総の中で両プロジェクトを推進するという立場の中でのいいのか。当然もう違うスキームが出ているんです、この点について国土庁の責任はどのように考えられるか。五全総の中で、両プロジェクトは推進するときと述べられておられる。どのような理由で本当に推進しなかならないと思つたのか。そして、現況の中で、そうじゃない

ということが閣議で決定もされております。したがって、どんなふうな形で総括をされ、反省をされているのか、お伺いしたいと思ひます。

○中川(港)政府委員 ただいまお触れになりましたように、昨年三月に定めました全国総合開発計画及び本年三月に定めました東北開発促進計画におきまして、むつ小川原開発につきまして、「近年の経済社会情勢の変化を踏まえて、これまでの基盤整備を生かし、諸施設の集積可能性を含め、開発方策等の検討を行い、つづ、それに基づき推進する。」と定めているところでございませう。

このむつ小川原開発の問題につきましては、新全総以来の開発方式として定めているものでございませうが、その後の多くのいろいろな社会経済情勢の変化、変貌の中でいろいろな状況下に置かれていることは事実でございませうが、この地域が一体的に用地が確保されているものであり、今後の我が国の開発上非常に重要な地域であるという認識のもとにこのような推進をするという書きぶりの計画に今回も定めているところでございませう。

○上田(清)委員 中川政府委員にお願ひしたいんですが、今のは国土庁の基本的な考え方ですが、しかし、現況が変わつてきていることはもう御存じだったんでしよう、状況が変わつてきているということに関しては、それについての内部議論というのとはどのような形があつたんでしようか。

○中川(港)政府委員 御指摘のように、むつ小川原開発地域の開発について、社会経済情勢の変化によりまして、従来のような重厚長大型的方式で開発できるのかどうか、いろいろな議論もございまして、そのような方向では今後なかなかうまくいかないだろうというところで、既存の立地施設、立地の企業等の集積も含めながら、開発方策についてより詳しい検討を行った上で今後の推進方策を決めていきたい、こういうことで、現状の変化を踏まえて全国総合開発計画その他についてもそれなりの方向の変換を図っているものと理解をいたしております。

○上田(清)委員 ちょっと違ふなという感じが

たします。現況が変わっている、だから従来の重厚長大じゃだめだ、そういう認識もわかった、しかし、ではどういう仕組みで国土庁は考えたのか、あるいはそういうものを北海道開発庁や苫小牧あるいはむつ小川原の現地第三セクターと打ち合わせをされたのか、そこを聞きたいんです。

○中川(浩)政府委員 全国総合開発計画の策定に当たりましては、北海道開発庁を含めて関係省庁の御意見も十分聞きながら、またむつ小川原地域の開発については、実際の計画を立案する責任者であります青森県の意見も聞きながら、このような記述ぶりになったものと理解をいたしております。

○上田(清)委員 ちょっと押し問答になってもいいので、必ずしも私の意図するところに、俊達なる中川さんが理解できないと思えないのですが、お答えができないもので、先へ飛ばします。

それでは、北東公庫にお伺いをします。

総裁、今申し上げましたように、「苦東開発をふりかえって」の結語の部分でそれなりに、抽象的ではありますけれども、総括をされております。しかし、どのような責任がとられたのか、具体的に北東公庫としてどのような総括それから責任のとり方をされようとしているのか、あるいははしたのか、そこも含めて、ただし、先ほどの江渡議員の質問に答えるようなちょっと的外れな答弁では困りますので、あらかじめ申し上げておきます。

○濱本説明員 先ほど上田先生から御指摘がございました北東公庫に關します部分をお願いいたしましたところでは、上田先生のお手元の先ほどの総括ぶりとして、北東公庫というのは追い貸しをしてきた、それからそれを担保にして融資を続けてきたという御指摘であったかと存じます。そこがまず核心の部分であろうと思います。これにつきまして、多少御答弁申し上げたいと存じます。

ただいまのお尋ねには二つの部分があるかと存じます。一つは、北東公庫は支払利息というも

のに対して融資することができたのか、いかなる根拠でそれを行ったのかというのがその一つだと思ひます。

これに關しましては、北東公庫が法の第十九条の規定に基づきまして土地の造成事業に必要な長期の資金を貸し付けるに当たりまして、必要な長期の資金の中身の解釈が問題になるわけでございまして。これは、かつて国会の大蔵委員会で、参議院の大蔵委員会だったかと存じますけれども、こういった論議がございまして、土地の原価として未成不動産勘定に計上される諸費用、未成不動産勘定につきましては後ほど申し上げますが、未成不動産勘定に計上される諸費用が必要な長期の資金の対象になるという意味なんです。けれども、そういう諸費用であつて、企業会計原則上、土地の取得費とか造成費とか、そして支払い利息がこれに含まれる、これは当局からの答弁で明らかにされたところでございまして。以後、こういった考え方を踏襲しまして、支払い利息に対しましても融資を続けてまいりました。

先生の御指摘のもう一つの重要な点は、そうした支払い利息というものを資産に加えてまいりまして土地の価格に上乗せしてくるということをするのかという点かと存じます。

この点でございまして、土地の造成、分譲事業というものを考えてみました場合に、これは、まず土地を買いまして、それを造成して分譲するということのために、通常、非常に長期にわたります多額の資金を必要とし、これを借り入れる例でございまして。借入金に對しましては、当然それなりの利子がつくわけでございまして、これはコスト要因となります。

これをどう処理するかということでございますけれども、企業会計原則に従いますと、原理的には、費用収益対応の原則によりまして、一定の期間の収益とそれに要した費用というものを対応させまして、対応しない費用の部分につきましては、これを次期以降の費用として資産勘定に掲げまして繰り越すことができる、こういう処理が一

般になされております。

例えば電気事業でございましてか鉄道事業でございましてか、そういった建設期間が非常に長期にわたります事業で多額の資金を要します事業につきましては、こういった経理が一般に行われまして、苦東、むつの場合も、これは株式会社でございまして、この原則に従つておるわけでございまして。借入金利息を資産計上するというのが合理的と判断しまして、これを棚卸資産の未成不動産勘定として計上してまいりました。

したがって、これを担保にするということとをどう考えるかということになりますけれども、結局、北東公庫が徴求いたします担保というのは、こういったプロジェクトファイナンスのケースにおきましては、原則として融資対象の資産そのものを担保にいたたく、そういうやり方をとっております。これは、ほかの機関の場合にも、プロジェクトファイナンスの場合にはしばしば行われる手法だと考えますけれども、苦東、むつ事業につきましても、販売用の不動産そのものが融資対象の資産でございまして。これがまさに担保の対象ということになるわけでございまして。

民間金融機関も、苦東、むつにつきましては北東公庫と協調融資を組んでおるわけでございましてけれども、これらの機関におきましても、苦東、むつの事業につきまして、販売用の不動産を同じような条件で担保として徴求しておるという事実がございまして。

上田先生の先ほどの支払い利息への追い貸しの話と、それから担保に關連いたしますお尋ねにつきましては、以上のように考えております。

それで、加えて、北東公庫の責任の自覚につきましてのお尋ねをいただきました。

北東公庫は、実は地域のこういった三セク事業につきましてはいささか経験を重ねてまいっております。もちろん、うまくいかなかった例もございまして。失敗に泣いたこともございまして。しかし、この失敗を公庫として繰り返したくないといふことから、公庫としてのいろいろなノウハウを

修練してきたつもりでございまして。

例えば、地域で三セクをつくりまして新しい事業を営まれようとする東北、北海道の方々から御相談を受けましたときに、その事業規模、事業規模というのはしばしば甘い規模になることがございまして、これをかなり激しいやりとりで適正な規模におさめてかかる、それであれば北東公庫としては参加できないというようなことを条件として提示させていただいたことも多々ございまして。

それから、それに対して、三セクでございまして、公費と民間のお金をどういう形で混入するかという問題も重要な問題でございまして、三セクとして自立的にやっている採算点というものを追求したりいたしました。さらに、それを運営するための三セクの仕組み、そういうものにつきましても、いろいろな経験からこういう方法がいいたるということ提案したりいたしました。

そういう意味におきまして、公庫は、最近に至りまして、三セク事業を営むについては、何を言ふかとおっしゃるかとお存じいただけますけれども、一つの、自分たちでもやるんではないかという自覚を持ちつつあるところであるというふうに私は思っております。

なのに、このむつ、苦東という非常に重要な三セク事業において、肝心かなめのこの事業においてその機能を果たし得なかったということは、これは公庫の職員といたしましてはまことに言葉にあらわせない無念さを感じております。力及ばずしてこうなつたこと、そのこと自体に對しまして、また御心配をおかけいたしておりますことに對しまして、私としましてまことに残念に存じ、遺憾に思っております。

ただ、それでは何をいまはその立場で償おうとするのかということになろうかと思ひます。これは、先ほど江渡先生に私からお答え申し上げましたことと重なつてしまひまして、上田先生が先ほどわざわざ御指摘をいただきましたことにお言葉を返すような形になつて申しわけないとは存じ

ますけれども、とにかく、事ここに至りました以上、この事案をどのようにおさめるのが今の状況において一番妥当であるかというのを、先ほどの協議の中で私どもとしても力を尽くして主張してみたいというのが一つございます。

それと、先ほど来長々申し上げて聞いていただきましたこの三セク事業をめぐる我々のかつての体験、そしてこのむつ、苦東の体験というのが何とかしてこれから生きますように努力してみたい、かように考えております。

○上田(清)委員 会計検査院にお尋ねをいたしますが、北東公庫が検査対象での平成九年度までの出資、融資の精査をされた資料をいただいておりますが、この中身について、「公庫の」、北東公庫のことですが、「公庫の苦東開発及びむつ開発に対する出資・融資については、本院としても、従来から、主として融資が適正に行われているか、出資・融資の効果は上がっているかなどの観点から検査を実施してきているが」というふうな記述の中で、以降ずっといろいろな検査の状況を書いてありますが、こういう観点で検査をされたというところでよろしいんでしょうか。

○小川会計検査院説明員 従来から、会計検査院では、大規模プロジェクトについて今議員御発言のような観点で検査してまいりまして、今回もそのような観点で検査したところでございます。

○上田(清)委員 そうして、この検査の中に幾つか重要な指摘もございまして、先ほど濱本総裁が言われた部分もございまして。

その前に申し上げますが、全国の工業団地の分譲価格と苦小牧との比較とかも資料として私はいただいております。それから、何よりも苦東会社用地分譲価格の推移、例えば五十三年度に臨海地区で、これは一平米ですが、一万一千五百、内陸部で八千。これが、例えば平成九年度には、倍までいっている分もありまして、一万六千九百円から二万三千九百円、一万二千二百円から一万三千四百円。もちろん、五十三年から平成九年度までの間に地価の高騰とかいろいろございました

が、少なくとも地価が下落傾向にある平成五年と比較しても、現実にはこの分譲価格が高くなってきているという事実がございまして。

これが先ほど、金利を払う過程の中で担保に乗せる形の中でどうしても土地の分譲価格が上がってくる、そうすることによってまた売れないという悪循環を繰り返してきておりまして、全国の工業団地と比較しても、北海道とか鹿児島県とかという非常に地の利の悪いところの中でもやや少し割高かなというところをこの資料として裏づけもされております。

そこで、会計検査院の方で、その辺の記述についてもやはりきちっと指摘をされております。これはまた後で詳しく同僚議員や関係議員からもお話があるかと思いますが、ちなみに少し申し上げておきます。

七九年以降、一千五百億の融資に対して、計百七十四回にわたって期限延長措置をとった。償還の約束を停止してさらに延長するとか金利を低くするとか、いろいろなことをやってきた。それから、両社の分譲する土地は膨大な利息分が含まれており、売却による営業収入はわずかしかなかった。資金繰りが極めて厳しい状況であった。それから、返済が進まず、膨らんだ支払い金利は両社が抱える不動産価格に上乗せされたために、不動産価格に占める金利分の割合は、苦東で五二・六%、むつ小川原では六一・七%。これは七九年以降の総括的なものであります。直近の五年間だけでいけば、一九九二年から一九九六年、要するに金利分が八二・九%、これが苦東の部分です。それからむつ小川原の分は七七・六%。こういう土地の分譲価格の中で占める割合が直近の五年間で八〇%というべらぼうな価格体系になっておれば、これは当然、分譲価格に上乗せされて、とても売れるわけがない。こういう状態を五年間もほうって置いて、北海道開発庁や北東公庫は、苦東開発株式会社が何がまともな会社だというふうに思われるのか、とても私には理解できない。

ここの二年の話じゃない、私はそんなふう

思うのですが、例えば苦東開発株式会社が経営的に火の車だというふうに思われたのは、そのような認識をされたのはいつだったのか、改めて北東公庫と開発庁にお伺いします。

○濱本説明員 苦東会社が経営的に火の車になっておるのではないかとこのことをいつごろ認識したかというお尋ねでございますが、私も、ずっと一貫しまして、経営の状況を見ますときに、やはり会社の利益の状況とかそれから土地がどれくらい売れているかというように中心にしまして考えてまいりましたと存じます。

そういうことからいたしまして、これは常に起伏がございまして、それぞれその状況状況に応じてましていろいろの思いをいたしたろうと想像いたしましてけれども、そういう中で、やはりバブルがはじきました後に著しく分譲面積も低下してきたという事実が認められます。

もう少し具体的に、ほんの少しつけ加えさせていただきます。昭和五十四年ごろから五十年代の終わり近くまではかなり土地が売れまして、分譲面積もそれなりのもので確保されました、見合いました、経営利益ももちろん黒字を確保しておいた時期がございました。それが六十年代に入りましてからはだんだん赤字基調に転じまして、難しい状況になってきたと拝察されます。しかし、平成元年からまたこの数年間はそれでも、二けたオーダーでございましてけれども、それなりの売却実績も上がっていったわけでございます。ブルが終わりまして後は、これがさらにしぼんだものになってきた。売却実績が全くゼロになったというわけではございませんけれども、非常に心細いものになってきたという感じがいたしました。そして、やはりそのような時期に合わせまして会社の経営の困難さというものをより強く感じたのではな

ないかという気がいたします。

(委員長退席、柳本委員長代理着席)

○上田(清)委員 何かちょっとしり切れトンボ

たいな答弁になってしまいました。要するに火の車になったのはどのようなときだったのか、どのような認識だったのでしょうか、いつだったのか。今のは土地の売りぐあいの話ですね。私もそれは知っております。売却実績、合計で七十社、うち稼働しているところが三十四社、そして全体で一五%、しっかりと頭の中に入っております、概況説明で伺いましたので。

そうではなくて、先ほど申し上げましたように、直近の五年間だけで土地の価格部分に金利が八〇%も乗っかっているような、そういう担保のつけ方や融資の仕方は異常だと私は申し上げているのです。それを異常と思わなかったのかどうかというのが一点。そういう異常な状態に対して、これは常識的に見れば経営は火の車だというふうに見ておかしくないのではないかと。その部分について、いつそういう経営について火の車だという認識になったのか。そして、そういう認識のもとにあえてそういう融資を続けられたのか。

この辺については、会計検査院としては明快に、指摘をしておりますが、それについての判断は余り加えておりませんけれども、しかし素直に読めばやはり異常な貸し付けをしている、冷静に前後を読めばこういう判断なのです。会計検査院というのは遠慮深い方々ばかりですから、余り強力な指摘をされませんので。

そういうことでありまして、経営に対する認識と、そして今申し上げたこの直近の五年間だけの異常な金利上乗せを含めた貸し付け、これが異常だと私は認識しているのですけれども、総裁としてどのような認識だったのか、この点を伺いたいと思っております。

○濱本説明員 二点、お尋ねをいただいております。

それだけ大きな金利負担が累積しているという現象の中で、一体どういうふうなそれを受けとめておったかということでございますけれども、この金利負担の圧力というのは当然感じておりました。その証拠には、すごく早い時期から、もっと

もっと早い時期からでございませうけれども、金利負担を少しでも減らしたいという意味におきまして、特利制度を活用し、金利を薄くしたいということをお北東公庫としても要求しておりました。それは、みずからそういう思いに裏打ちされて要求していたところがあったということではないかと思ひます。

では、それだけの大きな金利負担というのが現実を生じておつて、そういう願ひを持っていたということとはわかるにしても、なぜ続けたのかということについてお答えしなければなりません。

当時の状況というものをいろいろ思い返してみまして申し上げられることは、その状況に至りましたときに、一つは、この計画を推進していく最も大きな意思として、国がこの計画をどう考へてゐるのか。私どもは、国の意思の実現というものに専心してきたつもりであり、この状況のもとにおいて国の意思を常に確認しながら、見詰めながら事業を行ってきた者といつたしまして、いかなる判断をそこに読み取るかということがまずございました。

これは、計画を何とか実行しようという気持ちがあったのもちろんでございました。公共事業も投入されて、いろいろな形で企業を誘致していきまされたための条件のレベルアップも図られつつあったように思ひますし、さらに、民間金融機関もこれに呼応して融資を続けておりました。

そして、先ほど申し上げましたように、売却実績というものは、近年になりまして確かに細てまいりましたけれども、それでも売却交渉というものは幾ばくか続けられていたという事態もございいます。

そのときに、公庫として考えましたことは、状況は厳しいけれども、その厳しい状況の厳しい岩盤をぶち破つて何とかして突破口を見つけることはできないのか。その可能性が存在する限りそれを実現したいという思いでぶつかつておつたということかと思ひます。それが当時の状況であつたということをお答え申し上げておきたいと存じます。

○上田(清)委員 必ずしもお答えになっていないのですが、また違つたところでお詰めをさせていただきます。

今のお話だと開発庁、国、国ということですが、これは国といつても抽象概念ですから、国の意思に従つてということですから、どこを指しておられるのかわかりませんが、とりあえずこの融資についても、北海道開発庁、あなたが悪いのだというふうには私は受けとめたのですけれども、いかがでしょうか、斎藤監理官。

○斎藤政府委員 会社経営の認識といたしましては、今北東公庫総裁が答弁されたのとおおむね同様の認識を持っております。

ただ、一点つけ加えますと、苦東会社ができたのが昭和四十七年でありませうけれども、それに先駆けて、当時の右肩上がり経済のもとで土地を先行取得しなければならぬ。その際に、何となくこの面でのノウハウを持っております北海道が起債によりまして土地の先行取得をしてきておる。その後、苦東会社が金利負担つきで北海道が先行取得した土地を譲り受けるという結果になり、昭和五十年代、五十二年当時でありますけれども、昭和五十年代、五十二年当時でありますけれども、苦東会社としては、一番最初に分譲契約が成立いたしましたけれども、そのときに既に六百萬円を上回る借金を抱えているということで、土地の分譲よりも債務の累積の方が先行していった。その限りにおきましては、当初からいわば厳しい経営環境のもとに置かれていたというふうには言つてよろしいかと思ひます。

それから、当然、北東公庫にいたしましたも民間金融機関にいたしましたも、貸したお金は土地の分譲価格に上乗せして回収するというのが基本になってまいります。確かに、御指摘のように、ここ五年、金利などが上乗せされた結果、苦東会社の用地分譲価格が若干高騰しております。その限りにおいては、確かに価格競争力を失つてゐる面もございいます。ただ、幾分なりともいまだに若干の譲渡ができた。

それから、私どもの分析といたしましては、価格の競争力もさることながら、日本経済全体として冷え込んだ結果、こういった企業立地のインセンティブが十分に働かないような経済情勢に置かれてゐるというふうには申し上げることができると存じます。

○上田(清)委員 もう今度は経済の責任になってきましたね。だからだめだと私は申し上げてゐるのです。確かに、バブル以降、一年に一社程度の引き合いですね。だから、そのことはここ一、二年の話でもないですね。それもまず指摘しておきます。

それから、土地の先行取得で六百萬。これは何年で償還する予定だったのですか。

○斎藤政府委員 最初に北海道が起債によりまして土地を先行取得した際に、その起債についての償還計画がどうなつていたかは承知しておりますけれども、いわば借金のつかえの形で苦東会社が借金を負つた時点では、十年ないし十五年の長期にわたる償還ということを予定していたわけでございます。

○上田(清)委員 今答弁されておりましたように、我々も概況説明で、十年というお話を現地で聞きました。だから、六百萬、先ほど先にお金を使つて赤になつてゐるからその後もしんどいんだというやうなことを言つておられましたけれども、それは違ふのです。予定では十年で償還する予定だったので、それが問題ではないのです。その後が問題だったのです。むしろ最初はうまいってゐたのですから、だから、そういうときにはこういう言葉を使わないでほしいと思ひますね。あつち責任を振りつけ、こっちに振りつけても、論理が、つじつまが合わなくなつてきますから。

それで、時間が来ておりますけれども、最後にもう一回監理官にお伺ひしたいのですが、開発庁として、開発公社が、第三セクターが火の車だといふふうな認識はいつとられたのですか。

○斎藤政府委員 先ほど来申し上げておりますように、

うに、苦東会社の経営状況は、土地の分譲が円滑に進むかということと、それから借金の累積との相関関係において判断されるべき問題だと思ひますけれども、その点では、先ほどお答え申し上げましたとおり、借金が先行している分だけ最初からなかなか経営としては楽ではない。

その上で、特にバブル崩壊後におきまして、当時から今に続いておられますような経済情勢のもと、従来にも増して厳しい経営環境になつてきたといふふうに考へてゐるところでありますし、最終的には、拓銀の破綻をきっかけといたしまして、行政としても苦東会社を清算するという決断をせざるを得なくなつたわけでございます。

○上田(清)委員 今のも質疑に対してきちつと答えになつていない、いつ御認識をされたかという。経過説明をされただけなんです。いつも主体がないんですよ、話に。最初にちよつと申し上げましたように、あなたが答弁というのは主体がないんですよ、これだけのことをやっておきながら、国民に対する大変な損失を与えるんですよ、結果的に。それについて何ら主体的な、意思があるやうな発言をされないんですよ、現況説明ばかりされて、無責任じゃないですか、それでは。ちゃんと答えてください。

要するに、拓銀が破綻して行政がきちつと清算するということを決めるまで、経営の身はわからなかつたという理解でよろしいんですか。答弁してください。

○斎藤政府委員 北海道開発庁といたしましては、苦東開発計画の中で、いろいろな前提条件のもと、土地の分譲を進めてまいつてきてゐるわけでありませう。しかしながら、客観的な経済情勢の変動というものは到底計画で織り込んでゐるわけにいかないというところの結果、苦東会社が破綻に至つたものであるというふうには認識してゐるところでございます。一体どの時点で破綻の道に向かつてゐたのか、時点的にはどの時点かという点については、明確な認識を持っておりません。

○上田(清)委員 明確な認識を持っていない。で

は、いいか悪いかわからないままずっと走るといふことですか。

(柳本委員長代理退席、委員長着席)

○新藤政府委員 最初に申し上げましたとおり、何とかして、私どもとしては、北海道あるいは地元経済界、地元市町村と連携をとりながら、苦東の土地を一体のものとして開発してまいりたいというところでありまして、したがって、その苦東開発の担い手であります三セク法人、かなり前からなかなか厳しい経営環境にございましたけれども、何とかしてこれを立ち直らせ、引き続きその当時の計画のもとで事業を推進してまいりたい、そのために北東公庫あるいは北海道、苫小牧市その他と検討を重ねてきた、あるいは関係省庁にもいろいろ御支援をお願いしてきたというところであります、最後の最後まで破綻を回避すべく努力してきたところでございます。

○上田(清)委員 今少し言われました。厳しい経営環境にあったが、何とか立ち直らせた。この厳しい経営環境というのはどういう認識なんですか。

○新藤政府委員 第一には借金の暴増の問題であります、先ほど来先生御指摘のように、土地の売り渡し価格が高まってきた、これは、客観的に見て経営状況が厳しいという徴候の一つであろう。それから、現に若干の引き合いはありましたが、徐々企業からの立地の意思表示というものが減ってまいりました。それらを総合勘案いたしますと、徐々に厳しい経営環境に迫り込まれてきたというふうに認識したところでございます。

○上田(清)委員 その認識はいつだったんですかというところをお尋ねしているんです、先ほどか。

○新藤政府委員 特に厳しくなったということでは、バブル崩壊後あるいは最近の時点ということになりまして、先ほど来申し上げておりますように、ある時点で急速に破綻に向かって進み出したという認識は持っておりませんで、ど

うしても苦東会社の再建をすることが不可能である、この点については、北東公庫、苦東会社あるいは北海道とも検討した結果でありますけれども、これは債務を処理する観点からも破綻をさせるしかないという認識に達しましたのは、去年の七月のことでございます。

○上田(清)委員 一番大事なことなんですよ。厳しい経営環境にあったが立ち直らせた、そういう認識を立てられたのはいつなのかと。

では、バブル崩壊後というふうに認識してよろしいんですか。

○新藤政府委員 先ほど来申し上げておりますように、借金が先行する経営でありましただけに、最初からなかなか厳しい経営を強いられてきたわけでございますけれども、その上で、いろいろな経済諸事情の変動、私どもの予測を超える変動によりまして、その結果として年々経営環境が厳しくなってきた。どこかの一点をもつて急速に苦東会社をめぐる経営環境が一挙に悪化したというふうには考えておりません。

○上田(清)委員 それではだめなんですよ、正式に答えていくと、やはり、いつごろからどういう状態だということ、だからこそ厳しい環境になって、立ち直らせない、そういう表現をされたんですよ。それはいつだったのかということとすつと聞いているんです。何でもきちんと答えられないんですか。

最初から借金でスタートした、そんなのわかっているんじゃないですか。十年でちゃんと償還できる計画もあったじゃないですか。事実、最初のスタートはよかったじゃないですか、ほとんど売れて。何の問題もなかったんじゃないですか、それは。最初からの約束事じゃないですか。それを今ごろになって言っているじゃないですか。そのときはそれは問題なかったんです。そうじゃない時期が始まってからおかしくなったんです。そういうことをきくとポイントポイントを押さえていらっしゃるかどうか問題だと私は言っているんですよ。だから、だめですよ、きちんと答えられない。

と。

委員長、ちょっと注意してください。堂々めぐり時間がもったいないじゃないですか。きちつと答えてください、私の質問に。

○新藤政府委員 苦東の開発計画の基本的な概念の変更という意味では、それまでの経済情勢の変動を受けて、平成七年に、それまでの重厚長大産業を中心とした企業誘致から、産業、学術、居住環境をそれからレジャー関連施設も含めたより柔軟な考え方でもって企業の誘致を図っていくというふうに変えていくところでございます。

○上田(清)委員 それでは、平成七年に、厳しい経営環境にあったので、さまざまな形で対応を新しく直してみたいというふうな認識には立ったわけですね。これだけ確認してください。

○新藤政府委員 苦東開発計画の基本的な考え方の変更を行いました大きな要因としては、先生御指摘のように、経営環境の悪化というのが挙げられると思います。

○上田(清)委員 時間が参りましたが、やはりこの「結語」に書いてある部分の官民のたれ合いあるいは責任のなすり合い、そういう責任主体がよくわからないような答弁がたくさんございまして、私は準備した部分の三分の一しかできませんでしたので、この後またじっくりやらせていただきます。ありがとうございます。ありがとうございます。

○村井委員長 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 今回の開発銀行と北東公庫との合併、これをめぐる最大の問題は、北東公庫のむつ、苦東に対する損失の処理、これを実質的に開銀の準備金で処理する、こういうことにあるわけでございますから、やはりむつ、苦東開発についてきちんと失敗の総括をするということが重要かと思っております。今上田委員の質疑のやりとりを聞いておられます、残念ながら、そこら辺がなかなか明確になってまいりません。私も北海道開発庁がお出しになった「苦東開発

をふりかえって」という報告書を見せていただきました。その中には、「結語」として、先ほど上田委員への答弁にもありましたけれども、有利子債務が非常に膨らんだということが問題だ、あるいは官民もたれ合いがあったということが問題だ、こういう一応のまとめになっております。

この「苦東開発をふりかえって」という報告書の取りまとめの委員のお一人であった北海道大学の宮脇教授が、この「苦東開発をふりかえって」報告書に対する意見書をおまとめになっていらっしゃる。私はこれを読みまして、非常に重要な指摘がされている、こういうふうな思っているのです。

ちよつと読ませていただきます。

報告書の検証のまとめに、苦東会社破綻の最大の要因として「有利子借入金による債務累積構造」が掲げられている。しかし、有利子借入金による債務累積は、苦東開発の仕組みを通じた結果であり、破綻の原因ではない。有利子債務により生じるコスト負担と事業としての採算性の評価等も含め、有利子債務を多額に抱え累積し続ける苦東開発事業を長期にわたって抜本的に見直すことなく継続してきた体質をみることに問題の本質がある。その問題の本質をみることなく、有利子債務の累積という現象面に苦東会社破綻の原因を求めることは困難である。私は、これは非常に大切な指摘だと思うのです。すなわち、直接的な原因としては、有利子債務が膨らんだ、金利が金利を呼んで一千八百億円近い借金になってしまった、こういうことなんだけれども、もっと深く原因をつかまなければいけないのは、なぜこれだけ、一千八百億円もの借金が膨らむまで放置をしていたのか、こういう借金を累積し続ける巨大なプロジェクトを、抜本的見直しをすることなく、なぜここまで続けさせてしまったのか、そのことをやはり厳しく検証しなければいけないと私は思うのです。

その点について、私は、北海道開発庁それから実際に融資をされた北東公庫に伺いたいと思いま

す。

○齋藤政府委員 苫小牧東部地域開発につきましましては、全総それから北海道総合開発計画に基づきまして昭和四十六年に基本計画が作成されて以来、国、地方公共団体が基盤整備を行いますとともに、第三セクターの苫小牧東部開発株式会社は土地取得、造成、分譲を行うという体制のもとでその推進が図られてきたわけでありますけれども、この間、二度にわたる石油危機や円高等による産業構造調整の進展など、予想を超える経済社会環境の変化もあり、一方、土地の取得に有利な資金を用いたことに伴いまして、開発推進主体である苫小牧東部開発株式会社が膨大な借入金を負ったことにより、苦東開発を推進する上で重要な役割を担う同社が債務の延滞状態に陥ったというところでございます。

○濱本説明員 なぜ放置し続けたのかということにつきましてはお尋ねでございすけれども、これは、どこにその責任の所在があるのかということに対してはお答えを申し上げているつもりはないのでございすけれども、事実としまして御理解をいただく必要があることが幾つかあるように思ひます。

先ほど来御答弁を申し上げました中で、政府の関係機関としまして、何を使命とし、何によってその事業を遂行してきたかというのを過去にたどってまいりますと、やはりそこに存在したものは、これは国の意思という言い方をいたしましたけれども、それが具体化されておりますのは、一つには各次の開発計画でございす。

その開発計画の中に今もたどることができま具体的文意といたしまして、状況が厳しくなつてまいりました局面におきましても、例えば、従前にも増して北海道東北開発公庫の果たすべき役割は重要なものとなっている、そのように認識をしろうというような指摘をいたしたとか、あるいは北海道東北開発公庫の出融資機能の一層の活用を努めるようにというような示唆をちょうだいしていたということがございす。これは、全体とし

ての論議を踏まえた上での意思というものを私どもは感じるわけでございまして、それを遂行するために、目前にいろいろな難事がございまして、その難事をどうやって克服しようかという方向に向かったということでございます。

そのほか、先ほどちょっと申し上げましたように、当時、公共事業等を通じていろいろな条件整備も図られてまいりましたので、与件が変わつてくるという事象もございまして、確かに経済状況というのは刻々動いておりますから、そういった与件の変化を加えますと、先々まだ見通せない、確実に見通せないものはたくさんございすけれども、あるいはという可能性を抱かせることもあり得るわけでございまして、それから、民間の金融機関におきましても支援の体制を崩しておりませんでした。

そういったいろいろな政府及び民間の取り組みの中で、実際の企業も苦東、むつに進出するにつくましましての問い合わせをしてくるところもございまして、現に進出してくるところもあつたわけでございまして、私どもとしては、何とかして道を開きたいという一心で参つたように思ひうけてございす。

なぜ放置したのかということに対するお答えとして十分なものであるかどうかはわかりませんが、当時の公庫の基本的な業務運営の意思としてそのようなものを読み取ることができるよう思う次第でございす。

○石井(啓)委員 ちょっと今の北海道開発庁の答弁はひど過ぎますね。私は、なぜこのプロジェクトを放置してきたのか、借金が膨らむのを放置してきたのかという問いのはずだったのですが、今、膨らんできた経緯といひますか、現象を御説明されて、まだ今、北東公庫の総裁の方が多少誠意を感じる答弁でございましてけれども、こういうすれ違ひの答弁ばかりされていたんじゃない、ちょっと私どももいろいろ考えなきゃいけませんね。もっとまじめに、真摯にお答えをいただきたい。

もう一回聞きますよ。

有利子債務が膨らんだというのが直接の原因だといふのはわかりました。では、なぜここまでしてしまつたのか。先ほどの上田委員とのやりとりの中でも、最初から厳しかった、年々歳々厳しかったとおっしゃいましたね。ずっと最初から厳しくて、厳しいというのはずとわかつていたわけでしょう。何でこんなになるまでほうっておいちゃつたのですか。それをきちんと検証しなければ、この問題の総括にはなりませんよ。ちゃんとお答えください。

○齋藤政府委員 お答え申し上げます。

苫小牧東部地域は、先ほど来申し上げておりますように、我が国に残された数少ない未利用広大地でございす。地元の北海道あるいは苫小牧市、それから私ども北海道開発庁は、何とかしてこれを一体のものとして確保しながら計画的に開発を進めてまいりたいということでございす。

その過程にありまして、その時々々の経済情勢の変動により、不本意ながら、経営主体であります三セクの苦東会社に債務が累積したということでありまして、同時に、貸し手あるいは計画について責任を負つております北海道開発庁といたしましても、何とかこの債務を将来に向けて解消していかなければいけないということであるいろいろな企業の誘致を図る、しかしながら、金利が膨らむほどのスピードではなかなか企業立地が進まないというこの結果、今日のよう莫大な債務を負うに至つた、その上で苦東会社が破綻を来さざるを得なくなつたというふうに認識しているところでございす。

○石井(啓)委員 いや、それも経過の説明なんです。

先ほど、答弁の中で、清算を決議されたのは昨年の四月だとおっしゃいましたね。これは、要するに民間の協調融資が受けられなくなつた。これは、要するに幹事行である拓銀が破綻したからです。ね。協調融資団の幹事行である拓銀が破綻をしたから協調融資が受けられなくなつた。

そうすると、仮に拓銀が破綻していなかったらそのまま続けたのでしょうか。あるいは、北東公庫と開銀との合併という問題がなければそのまま放置されていたのでしょうか。どうですか。

○齋藤政府委員 仮定の御質問でありますので、なかなかお答えしづらいところでありますけれども、拓銀が破綻を来してしまつたような経済環境であれば、仮に拓銀が破綻をしないといひまして、相当程度、苦東会社の将来の見通しというものは暗かつたであろうというふうに認識しているところでございす。

○石井(啓)委員 拓銀が破綻しなかったとしても暗かつた。

そうすると、今度は、北東公庫と開銀が合併するから北東公庫の債務を処分しなきゃいかぬ、そのため、やむを得ずこういう形になつた、こういうことですか。

○齋藤政府委員 少し経緯を説明することをお許しいただきたいと存じますけれども、一昨年の十一月に拓銀が破綻をし、その結果、協調融資が受けられなくなつたということで、生命保険会社、北東公庫、銀行に対して相次いで、一昨年の十一月から十二月に債務延滞の状態が生じております。この重大な、かつ深刻な事態を受けて、苦東会社あるいは北海道開発庁も参画をし、北東公庫とも相談し、まず第一に、民間協調融資団との間で何とか、リストラ案といひますか、会社の再建案が成り立たないかどうか、協議を重ねてまいりました。

昨年の四月段階では、民間融資団に対しては元利の棚上げあるいは優良不動産の優先的な売却等々の再建案を提示いたしましたけれども、融資団の方からは全く理解を示されることがないというところで、ようやくその段階で、私どももいたしましては、苦東会社を再建していくことは到底困難であろうということで、昨年の七月でございすけれども、北海道あるいは北東公庫とも協議をいたしまして、苦東会社を清算した上で新会社を設け、ここに官民の出資を募り、それで、現在のの

苦東会社から新会社に資産を譲渡していくことを通じまして、北東公庫を含む債権者に貸付金の一部を返済するという事で、債務処理を図りながら新会社のもとで事業を進めていくという方針を打ち立てたところでございます。

○石井(啓)委員 今の経緯の説明は、要は、拓銀がつぶれて、今まで放置してきた問題が放置が許されなくなった、端的に言いますとそういうことです。ですから、そういう外的な要因がない限り問題を先送りしてきた、その体質こそ厳しく問われなければならない。その点に対する反省が全くないということが問題であることを、私は指摘しておきたいと思えます。

本当はもっと厳しくそこをやりたいのですけれども、これだけで一時間も二時間もかかりそうですから。私の時間は四十分しかありませんので。それでは、この苦東の失敗の責任というのはどういうふうに考えているのですか。

先ほどの答弁では、会社を清算して、また新しい開発を進めることが責任のとり方だなどという事を開発庁がおっしゃっているけれども、少なくとも、開発庁は十三官庁の協力体制の中の主務官庁だったわけですね。このプロジェクトに対する要するにリーダーシップを発揮する責任があった。もう一つは、計画を策定する、そういう責任があったわけですね。

そういう計画を策定してきた責任、あるいは関係官庁の中でリーダーシップを発揮すべきだった立場である、そういう開発庁としての行政責任というのはどういうふうに感じているのか、受けとめているのか、その点についてお答えください。○斎藤政府委員 苦東開発につきまして、開発庁といたしましては、計画そのものを円滑に立案し、その上で円滑に進めていくというのが最大の行政責任であるというふうに認識しているところでございます。

ところが、御議論いただいておりますように、開発の担い手であります苦東会社が多額の債務を抱えたまま事実上破綻するに至っているというこ

とでありまして、この累積しております債務を行政的に処理していかない限り、開発庁といたしまして、将来に向かって苦東の土地を活用した開発というものが不可能でございます。

そこで、昨年の夏以来検討をいたし、そして新会社に対する北東公庫の出資という形で平成十一年度予算に織り込んでおりますけれども、そういった形で、新会社の設立それから債務処理を一体とした形で債務の整理を図り、その上で新会社のもとで計画を進めていくというのが開発庁に課された最大の責任であるというふうに認識しております。

○石井(啓)委員 いや、私は、その答弁を伺った上で、計画してきた責任があるでしょうというふうに聞いていたわけですよ。

もう少し具体的に言うと、この苦東の基本計画というのは、昭和四十六年八月に、苦小牧東部大規模工業基地開発基本計画ですか、これが立てられていますけれども、その後、第一段階計画から第三段階計画まであったようですが、要するに、基本計画として変更になったのはようやく平成七年の八月、新計画ができてからですよ。それまでは、いろいろ経済状況は変わっているにもかかわらず、この基本計画の位置づけ、すなわち、この苦東は大規模な工業基地をつくるんだという計画は変わっていないからですよ、ずっと平成七年まで。ようやく平成七年になって、その工業立地ということに加えて、研究開発とかあるいは居住生活機能をやろう、こういうふうに変わったわけですよ。ですから、昭和四十六年から平成七年まで、二十四年間かかってようやく基本計画が変わっているんだけれども、その間の経済情勢の変化なんか、全然これは反映されてないじゃないですか。

例えば、この前現地に行って苦東会社の中田社長にお聞きしたら、本来は、流通会社からいろいろ引き合いがあった、ところが、苦東の開発というのとは基本的に工業基地の開発だということからその流通基地もできなかった、こういう御説明

ありましたよ。

何でそういうふうに柔軟に基本計画自体が変えられなかったんですか、放置してきたんですか、平成七年まで。パブルのときに随分企業の引き合いがあったんでしょう。あのときにもっと土地利

用が柔軟にできるような体制であつたらあつたら、この売却が進んでいたという指摘もありますよ。長年の間、そういう基本計画を適時適切に見直ししてこなかった開発庁の責任はどうなんだと聞いているわけですよ。お答えください。

○斎藤政府委員 当初、苦東の開発計画を昭和四十年代中盤に立てまして、その後、一切計画の実質的中身を変えてこなかったというわけではございませんで、その時々々の経済状況に応じて幾つかの見直しを行ってきております。もちろん、最初の段階での重厚長大産業の誘致という点では、平成七年に至るまで、ある程度そういった考え方が残ってきた面もございますけれども、それまでの企業誘致一本やり方式に加えて、昭和五十年代前半にありましては、例えば石油備蓄基地の導入あるいは北海道電力の事業というように公的なプロジェクトを導入しようという形で、経済情勢に合わせた実質的な意味でのプロジェクトの内容の変更を図ってきていたところでございます。

○石井(啓)委員 いや、だから、三段階の計画がある、それはわかっているんですよ。けれども、基本のところの性格が変わらなかったから、本来、立地の要請があつてもできなかった企業もあるわけですよ。経済情勢とかなんとか変わったから、それが破綻の原因の一つだとおっしゃったけれども、そういう重厚長大産業の立地なんというの、オイルショックが破綻してもう無理だというのはすぐわかるじゃないですか。それにもかかわらず、そういう基本的な重厚長大産業の立地という性格が平成七年の八月の新計画まで変わらなかったという事は事実でしょう。なぜ、そういう長い期間、適時適切な計画の変更ができませんでしたかというふうに聞いています。

○斎藤政府委員 先ほど申し上げましたように、全く実質的な計画の中身を変えてこないということではありませんで、例えば、平成三年の三月には、開発の中心地域であります柏原台地の一部について、工業専用地域から工業地域への用途指定の変更を行うというようなことで、その時々々の需要に対応してきているつもりでございます。

それから、立地希望企業があるにもかかわらず、それを計画に沿わないという形でもって企業の立地を認めなかったという事例については、私も承知しておりますけれども、恐らくは、地元における環境問題あるいは漁業補償の問題等々、地元調整に手間取ったために、結果として立地希望企業が立地に至らなかったというケースはあるように存じます。

○石井(啓)委員 開発庁が御自分でおまとめになったこの「苦東開発をふりかえって」の報告書の中にも、「検証結果」の一つとして、「苦東計画の策定と課題」という項目の中でどういふように書いてあるかという点、これは開発庁さん、自分でもまとめた報告書ですよ。

開発庁は北海道の協力を得ながら基本計画の策定・変更並びに段階計画の策定等の中心的な役割を担ってきた。

しかしながら、施策が広範多岐にわたることから、関係機関との協議・調整に時間を要するとともに、港湾計画、都市計画など各種行政計画の手續を経て実効性を担保するにはさらに長時間を要した。

また、関係機関の取り組み姿勢の相違により、協力・協調体制が必ずしも十分とは言えなかったことから、結果として、経済社会環境の変化に機動的に対応することが難しかった。

自分自身で言っているじゃないですか、「経済社会環境の変化に機動的に対応することが難しかった。」と。だから、何でなんだと聞いているんですよ。だから、北海道開発庁の実力がなかったらなかったで、はっきりお認めになればいいじゃないですか。リーダーシップがとれませんでした、申

しわけありませんでしたと。御自分でおっしゃっているんだから。この点について聞いているわけですか。

○斎藤政府委員 計画策定を専らいたします北海道開発庁の実力の限界ということであれば、まことに御指摘のとおりでございます。

○石井(啓)委員 それは、みずからの非を棚に上げた責任放棄と言わざるを得ませんですね、残念ながら。

本来、開発庁は、各事業官庁の出先が統合した、そういう意味では中央省庁の再編の何か先駆を行くような役所だ、そういうふれ込みもあったんだけれども、今の話を聞くと、なかなかそうじゃないんだらうと言わざるを得ませんですね。

いずれにしても、今のやりとりの中、本当に、もう私の時間がだんだん迫ってきておるんだあれなんです、やはり、失敗したプロジェクトの厳しい総括と責任を明らかにすることが必要で、同じ間違いを犯すということになりません、何よりも国民が納得しませんよね。どうして失敗をしたのか、どこに責任があったのか、そこは役所としての責任を、だれか個人に私は責任をとれというふうに言っているわけじゃありませんから、行政官庁としての責任があったということとはやはり率直に認めるべきではないかと思えます。

では、ちょっとむつの方にいきますけれども、むつは、本来、この国会審議のときにきちんと処理策が示されているべきであって、それがなされないままその法律の審査をしるというのは、本来は私は大変おかしい話だと思ふんです。苦東の方は一応北海道開発庁さんいろいろな反省といいますが、振り返った報告書を出されて、また損失の処理策も出されていますから、それをもとに私どもいろいろな国会でのチェックはできるわけでありまして、そういうことをさせないで、おいて法案を成立させてくれというのは本当におかしな話でございます、何でむつのこの損失の

処理策の取りまとめができていないのか、いつこれをまとめるつもりなのか、ちょっと確認をしたと思います。

○中川(浩)政府委員 むつ小川原開発は、青森県が基本計画を作成することとしておりますし、また、政府においては、この基本計画を参酌しつつ所要の措置を講じる旨の閣議口頭了解を行っております。

そのほか、北東公庫、青森県及び経団連主導の民間が出資いたしました第三セクターであるむつ小川原開発株式会社用地を買収、造成、分譲するという仕組みになっておりまして、多岐にわたる関係者の協力と連携のもとに進めてまいっている事業でございます。

特殊法人等の整理合理化につきましては、平成九年九月に閣議決定で、むつ小川原開発については、「新銀行設立までの間に、関係省庁、地方公共団体、民間団体等関係者間において、その取扱いについて協議の上、結論を得る」とされておりました、現在、むつ小川原開発株式会社、青森県、北東公庫、経団連等関係者と協議を鋭意進めているところでございますが、多岐にわたる関係者のすべてが協力し、連携し得る案を現在まで得るに至っておりません。今後とも、その案を得るべく国土庁としても努力をしてみたいと思っております。

いずれにいたしましても、閣議決定で定めおりますとおり、本年十月の新銀行設立までの間に結論を得るよう努めてまいりたいと考えております。

○石井(啓)委員 いや、関係者が多岐にわたっているのは、それは苦東も一緒なんですよ。だから、苦東は関係者が多岐にわたっているにもかかわらず、とりあえずこの法案審査に間に合ったわけですから、それを見たいんです。

それからもう一つは、新銀行発足までということと閣議決定をされているようですね、けれども、十月一日までということなんだけれども、先ほどか

ら申し上げましたように、本来はこの法案審査の段階で間に合わせるべき話なんだから、これは十月一日なんて悠長なことを言っておれないはずですよ。なるべく早期にまとめるという姿勢を示すべきじゃないですか。いかがですか。

○中川(浩)政府委員 繰り返しになって恐縮でございますが、閣議決定以来鋭意努力をしてみたいとおりますが、関係者が多岐にわたるということもございまして、また、むつ会社自体が昨年の年末まで元利の支払いについては通常どおり行っていたというような実態もございまして、結果的に、現在その協議の結果の案を得るに至っていないということでございます。

○石井(啓)委員 いや、だから、それはそれとして、では私がもう一度言いますけれども、閣議決定では十月一日までということになっているけれども、国土庁としてもなるべく早く取りまとめを努力をすべきじゃないか、その姿勢を示してくださいということですね。

○中川(浩)政府委員 国土庁といたしまして、関係者間の協議を積極的に進めまして、できるだけ早期にこのむつ開発の処理案について取りまとめたいと考えております。

○石井(啓)委員 また、国からの出資といいますが、新銀行からの出資等があるとすれば、これは来年度の概算要求にやはり間に合わせなければいけない話だと思ふんです。おのずから時期は十月一日ということではなくて、前倒しでせざるを得ないと思ふんですから、その点よろしく願いたいと思ふんです。

もう一つ、ちょっと確認しておきたいんですけれども、国土庁として、こういうむつ開発の失敗の反省、これはきちんと何か報告書としてやはり取りまとめになりますね。確認しておきます。

○中川(浩)政府委員 むつ開発の実態あるいはこれまでの経緯については、むつ会社なりあるいは青森県がそれなりのまとめをやっておりますけれども、この開発がどういう意義を持っていたのかということなど全体的な面について、国土庁とし

ても何らかの取りまとめをしたいと思いますと考えております。

○石井(啓)委員 わかりました。では、またそれを受けて、今回はたまたま苦東の方が先行して出したから苦東について私どもやっていますけれども、むつが出たらまたぜひこれはやらせていただきますから、楽しみにしておりますから、しっかりと出してください。

それでは、時間がなくなってきましたので、ちょっと大臣にお聞きしたいんです。

苦東なりむつなりの失敗の原因とかあるいはその責任の認識ということをお聞きになりましたが、こまでのやりとりをお聞きになりました大臣としてどんな御感想をお持ちになったか、御意見等をお聞かせいただければと思います。

○宮澤國務大臣 昭和四十年代の初めに新全総が策定されました。それはもう三十年前でございますが、それからきょうまで、私は必ずしもこの北東公庫あるいはむつ、苦東に直接関係してきたわけではございませんけれども、大変関心を持って見ておりましたことは確かでございます。

それで、今石井委員がいろいろ鋭く、なぜこういうことになったのかということをお聞きになって、それは私は、まことに国会として当然の御責務だと思つて承っておりますが、私がそういう、やや関心を持った、しかし直接責任者では必ずしもない立場から率直に申し上げて、そのころ日本の経済成長の先を見ますと、重厚長大な装置産業の立地というものはほとんど不可能であつて、国としても、この苦東というのは非常に期待をかけたところでありました。

北海道にとつてはそれ以来、この苦東というのは希望の星であつたわけでありまして、北海道は、非常に気の毒なことに、その後石炭がほとんどだめになりました。それから二百海里で漁業が大変に制約をされました。また、その後ローカル線の引き揚げということがございまして、いよいよ北海道としては苦東というものの、この星に期待をかけるを得ない。現実に北海道でその後

これは、委員長、大変不適切な説明を申し上げますので、後からお取り消し願ってもいいんですが、どうして日本が戦争に負けちゃったんだ、どうして早くやめなかったんだということとは、きつと戦後にお生まれの方は思っていられしやるに違いないんですが、私なんかは、指導者ではありませんでしたが、その渦中においてやめられないんですね。だれもやめるといふことは言い出せない、そういうことがあります。これは甚だ不適切な例かもしれませんが、お忘れをいただきたいんですが、そういう要素がございました。

○漢口政府委員　御指摘の点につきましては、開發銀行、北東公庫におきまして、新銀行の設立に向けてまして、民間銀行におきます金融再生法基準と同様の基準による開示を前向きに現在検討しております。

そこで、前提となる基礎事実についてお聞きしたい。

開銀にお聞きしたいんですが、現行の開銀法では、準備金の使途はみずからの損失以外には充て

の損失のためにしか使えないというのが法律の規定でございますが、今度は開銀ではございませんで新銀行になるわけでございまして、新銀行は両方を引き継ぐ。それで、新銀行におきましては、新銀行の損失あるいは準備金の使い方につきましては

て、御指摘のような新たな規定を設けたということとでございます。

○佐々木(憲)委員 だから、私が聞いているのは、今まで開発銀行ではできなかったことを、この統合をすることによって可能になる。

宮澤大蔵大臣にお伺いしますけれども、開銀がためていた損失準備金を、全く事業と関係のなかった、従来の事業と別の苦衷やむつ小川原の損失の穴埋めに使う、これは、従来できなかったことをこの統合によって可能にするもので、本来の筋からいうと違うことを可能にするということであって、これは間接的な公的資金投入、今の制度からいいますと不当な流用ということに当たるのではないだろうか。この点について大臣の見解を伺いたいと思います。

○村井委員長 大蔵省審計官房長。(佐々木(憲)委員 大臣に聞いているんだよと呼ぶ)

○溝口政府委員 ちょっと技術的な点を御説明申し上げさせていただきます。

開発銀行、北東公庫が廃止されまして新銀行になりまして、新銀行で一切の権利関係を引き継ぐわけでございます。それで、理由といたしまして、開発銀行、北東公庫も、いずれも全額政府出資の特殊法人でございます。それから事業の基本的性格が類似いたしておるわけでございますから、両機関の債権を区分する必要に乏しいわけでございます。したがって、統合いたしますと、一つのバランスシートで、新しい銀行のバランスシートとして一体として考える必要があるという考えで、行政府としてこういう処理を法律の形で提案させていただいて御審議をいただいております。

○宮澤國務大臣 それは一つの御議論であらうと思います。

ただ、こういう損失が現実に北海道開発公庫に生じておって、そしてこういうふうにならざるを得ないというふうな新銀行、両方とも政府機関でございますから、それが合併をするときにそれを開銀の準備金等々において処理することは、私は一つの考え方であらう。北海道

開発公庫がそういう欠損を生じたことはけしからぬというところは一つの御議論であらうと思えますが、生じた以上、新銀行設立のときに片っ方の準備金を持つておる銀行がそれをカバーするということは、同じく国の機関の間で行われたとしても、特に納税者あるいは国民の資産の損失を招くということにはならないであらう。損失そのものは北海道開発公庫が欠損を生じたそのときに生じておるということでございますから、むしろその問題ではないかというふうに思います。

日本政策投資銀行におきましては、開銀と同じように、出資あるいは融資の残高は資本と準備金の合計額の十五倍以内とすることにいたしております。この観点からこのたびの処理を見ますと、この処理に伴う損失は七百八十六億円でございしますが、新銀行における資本金、資本プラス準備金ですが、一兆八千億でございます。そして、出資、融資の残高は二千二百七十億でございますので、この資本の額の十五倍は二千六百八十八億でございます。そういう意味では、これをいたしましても新銀行の健全性は確保されておって、業務に特段の支障はないという判断をいたしました。

○佐々木(憲)委員 開銀が今までできなかった法律の枠を取り払って、新しい法律をつくって可能にして北東公庫の損失を穴埋めする、これは今度の法律の一つの重要なポイントですね。私が聞いたのは、開銀が従来できなかったことを可能にしたということはいわば抜け穴をつくったということと同じであって、問題は、開銀に負担がかかる、そのことは結果的に国民にも最終的に負担がかかる、そういう関係にあるということをおし上げておられるわけですね。そのことが結果的には原因の追及あるいは責任の追及、このことをあいまいにしているのではないだろうか、そういう危惧を持っているので、お伺いをしたわけでございます。

具体的にお伺いしたいと思えます。会計検査院が昨年十二月に検査報告を出しております。平成九年度決算検査報告というものでありますが、この中には、北東公庫の貸付対象事業費は、主として用地取得費、造成費、さらに借入金金の支払い利息で構成されているということが説明をされておまして、当初は大部分が用地取得費と造成費であった。長期にわたって用地分譲が進まないで、公庫の九二年度から九六年度までの五年間の貸付対象事業費は、支払い利息にかかわる部分が、苦東開発会社では合計で実に八二・九%、八割を超えるところにまで上昇している。お聞きをしますと、用地取得費はこの五年間ではわずか一%、造成費は六%、維持管理費は一〇%であります。圧倒的部分、八三%が支払い利息であります。

○小川会計検査院説明員 お答え申し上げます。この五年間の調査で、各年度ごとに支払い利息が何%を占めていたか、その五年のそれぞれの数字をお聞かせください。

○小川会計検査院説明員 お答え申し上げます。苦東開発に關します支払利息の貸付事業費に占める割合でございますけれども、四年が二一・六%、五年が八六・九%、六年が八九・四%、七年が八四・六%、八年が八三・六%、合わせまして平均しますと、検査報告にあります八二・九%でございます。

○佐々木(憲)委員 正常とは到底言えないと思うのです。まさに異常だと私は思うのです。それで、北東公庫にお伺いをいたします。回収の見込みのないところに貸し出しているというところになると思うのです。そして、とうとうそれが破綻してしまつた。北東公庫の業務方法書が破綻してしまつた。北東公庫の業務方法書が破綻してしまつた。北東公庫の業務方法書が破綻してしまつた。

それから、むつ開発につきましては、五年が六・六%、六年が八五・七%、七年が八二・六%、八年が七八・七%、九年が九二・三%、この五年間の平均にならしますと、検査報告にあります七七・六%でございます。

○佐々木(憲)委員 今の数字をお聞きしまして驚くべき状況であります。毎年の実態で、支払い利息の部分がますます膨らんでいる。特にむつ小川原の場合は、九年度が九二・三%、九割を超えている。いわば利息の支払いのために借金をし、その利息のためにまた借金をする、こういう自転車操業に陥っていると言えらると思うのです。追い貸しという言葉を使うかどうかは別としまして、これは極めて異常だと思ふのです。

会計検査院にお聞きしますが、このような状況というものは正常というふうに言えますか。

書に違反しているんじゃないか。

○濱本説明員 先ほど来の御議論にもございまして、事業費の中に占めます支払い利子の比率が大変高いものになってきているということはどう認識しておられたかということになります。こういった土地分譲事業というのがある局面に達しました場合に、抱えております土地が売れません、その間利子の方は積もってまいります。そうしますとこういった現象に近づく。これは一般に最近見られた現象でございすけれども、そういう中でどこまで回収確実性というものを見詰めて融資できたかということになるかと思ひます。

先ほど来たびたびお答え申し上げましたけれども、北東公庫の考え方としては、基本的に、目指す国家プロジェクトの目標がございまして、その目標に向かって何とかして近づきたいという一心でやってまいりました。その際には、いろいろなインフラストラクチャーの整備でございまして、それから、先ほど来御説明申し上げましたような物件の見直し、例えば土地を取得するにつきますと助成を出す、あるいは金利を引き下げる、そういういろいろな措置を講じて、前進できないか、前進できないかと毎年挑んできたわけでございまして、その中におきまして一定の要件が満たされれば、将来これが売り払う可能性なきにしもあらず、その可能性というものを我々として見詰めることができるという前提で融資を続けてきたということでございます。

これは、北東公庫の場合しかりでございますけれども、協調融資をしまして各民間金融機関におきまして、金融機関それぞれの受け取り方はいろいろかと存じますが、結果的には協調融資体制が維持されてまいりました。その過程におきまして、協調融資の基本的な考え方におきましてはお互いに共有しておつたはずでございまして、その間におきましては一つの見直しを持ってやってきたということでございます。

ただし、事ここに至りまして、北海道殖産銀行のこの事態というものを一つの大きな事件といった

しまして事態が変わつてまいりましたことは先ほど申し上げたとおりでございます。

○佐々木(憲)委員 先ほど会計検査院の答弁では、正常な状態ではない。つまり、貸し付けの中で金利が八割も九割もあるというのは極めて異常な状況です。回収ができないからますます深みにはまっていくなかどうでしょう。そういう状態をやっていくというのでは、先ほど私が紹介した、回収等の見込みが確実なものに対して貸し付けが行われなければならないというこの業務方法書とは全く違うことをやっていく。これは事実だと思ひます。

この業務方法書というのは、北東公庫法の二十条で、公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない、これを変更するときも同様とする。極めて重要な経営の基本方針を定めたものであります。それにはきまりと違反している。

国の意思どおりやってきたと言つけれども、国の意思でこの業務方法書が作成されている。その業務方法書に違反している、このことは極めて私は明確だと思ひます。その責任は重大だと思ひます。その責任はどのようにお感じですか。一言で答えてください。

○濱本説明員 あらゆる金融活動、融資というものは、リスクに対する挑戦であると思ひます。その場合に一〇〇%の確率ということをお願いいたしますけれども、常に一〇〇%の確率が保証されないというのはこの世界のことであらうと残念ながら思ひます。

一般の融資と国家的プロジェクトに關します融資とは、私どもも、先ほど来たびたび申し上げますように、若干違った気構えで臨んでまいりまして、つまり、国家の示される意思に従つて、国もいろいろな公共事業を注入する、あるいはその他いろいろな条件の整備につきましても努力しておられたわけでありまして、それらと一体となつて取り組んだ事業でございす。

その目標を達成するために、状況を変えていく

という中で融資目的の達成のめどが見えるならば、これは融資することに責務があるんであつて、そこで、もちろん時々刻々の状況につきましては十分なる詳察が必要であらうと思ひますし、結果的にこうなつたことに對しましては非常に残念に思つておりますけれども、国の意思というものは重いものでございすし、それをどこまで頑張つてやるかということに我々の責務を感じておつたというのが正直なところでございす。

○佐々木(憲)委員 苦東開発とむつ小川原に貸し付けている民間の金融機関、協調融資団、これは苦東は三十九社あり、むつ小川原は三十六社というふうにお聞きしておりますが、これは大抵打撃を受けているわけでありす。民間銀行の責任も私は大きいと思ひますが、北東公庫の責任はもっと大きいというふうに思ひます。

北東公庫のディスクロ誌によりますと、昨年三月三十一日現在で、苦東開発に對する三カ月以上の延滞債権は九百六十一億一千八百万円となっております。まだこの段階ではむつ小川原の分については出ておりません。

北東公庫自身の責任として、貸し出す際の条件をこのように決めていくわけですが、業務方法書に明確に書いてある。それに基づいて実際の経営を行う、融資を行うというのが北東公庫自身に与えられた責任であります。義務であります。それに違反しているというのでは、私は、事実を明確にすれば、今までの事実経過からいってこれは明確だ、この事実関係からいって違反しているということにはきつりしていると思ひます。全くその責任を感じていないというのは、私は本当に問題だと思ひます。

ことしの三月期でどうなっているのか、お聞きをしたいと思ひます。北東公庫の破綻先債権それから延滞債権、三カ月以上延滞債権、貸し付け条件緩和債権の額、それぞれ幾らで、そのうち苦東開発とむつ小川原開発の分は幾らか、お答えをいただきたいと思います。

次に、具体的に聞きますが、苦東開発もむつ小川原開発も元利返済がとまっております。延滞状況、いつからそうなっているか。苦東、むつ小川原それぞれについて、その時点、いつからかということをお答えください。

○濱本説明員 本年三月末時点での北東公庫の全体の債権の状況につきましては、実は先生、現在決算を取りまとめ中でございます、その全容につきましては御説明申し上げることができないことをお許しくださいと存じます。

○濱本説明員 お答え申し上げます。苦東開発もむつ小川原開発も元利返済がとまっております。延滞状況、いつからそうなっているか。苦東、むつ小川原それぞれについて、その時点、いつからかということをお答えください。

○佐々木(憲)委員 九百六十一億と九百六十九億。そうしますと、北東公庫の自己資本、これは三月末で幾らですか。

○濱本説明員 北東公庫の十一年三月末現在におきます自己資本というのは、資本金千三百四十一億円でございす。

○佐々木(憲)委員 そうしますと、北東公庫は苦東処理で六百五十五億円の債権放棄を行う。しかし、苦東会社の昨年九ヶ月期中間決算では、債務が九八年三月期に比べさらに四十億膨らんでおります。さらに、九月以後十二月までに四十六億円

も返済が滞っているという報道もあります。現時点ではこれはさらに膨らんでいるというふうに思いますが、そうなりますと、債権放棄額は六百五十五億円で絶対には済まないと思はれます。これはさらに膨らむのじゃありませんか。

○濱本説明員 最終的に統合が予定されております九月末の時点ということで考えました場合に、先ほどの御議論にございますむつの問題がございいます。このむつは、現在どのような処理に結果的に付されるかまだ決まっております。むついかんということだと存じます。

○佐々木(憲)委員 そのむつは、先ほどありましたように九百六十九億、こういう数字でありますから、苦衷よりも若干大きな数でございいます。同じように処理をいたしますと、六百五十五億円さらにプラスアルファになり、かつ、むつがそれに同じ金額以上加わってきますから、この資本金そのものを食いつぶして、債務超過になるかならないかという状況になるのじゃありませんか。いかがですか。

○濱本説明員 平成十一年九月末におきまして資本金がどうなるかと。先ほど、十一年三月末現在の資本金は千三百四十一億円と申し上げましたけれども、今次の予算でいただきます資本金を加えますと、九月末に千六百六十三億円のレベルになります。

一方、苦衷、そしてむつの処理額がいかようになりますか。これは、先ほどの繰り返しになりますけれども、むつにつきまして判然といたしません。したがって、それ以上この状態につきまして論及することが難しい状況でございいます。

○佐々木(憲)委員 もう時間が参りましたが、今の御答弁でも明らかのように、全く見通しが明確じゃないのです。どれだけ債権放棄をやるのか、負担が幾らになるのか、そのスキームも明確ではない段階で、開銀の損失準備金の穴埋めだけは非常に明確にこの法律で決めてやる。責任もはっきりしない、原因も明確にならない、こんなでたまためなやり方は私はないと思うのです。

私は、まだあすもありますから、引き続きこの債務の実態について具体的ににお聞きをしたいと思います。明確な答弁を今後行うように求め、質問を終わります。

○村井委員長 次に、横光克彦君。

○横光委員 社民党の横光克彦でございます。まず、私、先般の国民生活金融公庫の審議におきましても申し上げたのですが、九七年当時の特殊法人改革、この議論のときに、国民生活の安定、向上に配慮していく立場から、民間金融機関では望みがたい公平性あるいは中立性等への対応を含めて、政策金融が担うべき役割は一層重要になるはずだ、そういうふうな認識を示したわけでございます。そのことは、その後の経済、金融の大きな激動期にあつて、日本開発銀行あるいは北海道東北開発公庫のみならず、他の公庫における貸し渋り対策等の出動によって明らかになったと思うわけでございいます。

以上のようなことを踏まえて、まず新銀行、日本政策投資銀行は、その名称のとおり、あくまでも国の機関であつて、今後とも公平性、中立性を堅持して、政策的な金融を通して国民の負担にこたえるべきものである、このように考えております。

しかし、ともすればこうした基本原理を忘れて、民営化論などが安易に議論されがちでございますが、そうした考えは、本法案提出に当たつて、この際、この民営化論とかいう議論は一切ないのであるということをまず大蔵大臣に確認をいたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○宮澤國務大臣 かつて開発銀行は、我が国の市中銀行の活動が盛んな時代に、民業圧迫と言われたこともございまして。しかしその後、今、貸し渋りの時代になりました。実際政府機関が一生懸命貸し出しをしなればならぬような状況になつておりまして、状況が一変しております。

しかし、基本はやはり、横光委員の言われますように、国の仕事と民間の仕事ははっきりしておるべきである、混同をすることがあつてはならない

と考えておりまして、今度お願いをいたしております日本政策投資銀行におきましても、その融資の対象は地域整備の関連分野、あるいは環境でありますとかその他生活基盤の関連分野、それから国の戦略的に重要な、どちらかといえば大きな産業分野、いずれも民間の金融機関ではリスクが大きい、あるいは貸付期間が長いというようなことから融資をすることが難しい分野に限つておりまして、この点は今後とも厳密に守つてまいらなければならぬと思つております。

○横光委員 政策金融の重要性というのは、今の状況であるならば、これからますます私は大きくなつてくるのではなからうか、そのような気がいたしております。

今回の新銀行、今まで各委員が厳しく質問してまいりました。私も新銀行の財務関係、このことがやはり非常に心配なわけでございいます。政策金融機関は、国の政策に金融上の寄与を行う機関として規律ある経営が求められるのは当然でございます。しかも、それは国民に対して開示されるべきであり、厳しい説明責任、アカウンタビリティが求められているわけでございいます。

そうした観点から、今回の苦衷開発あるいはむつ小川開発にかかわる不良債権の処理が新銀行へ引き継がれた場合、新銀行の健全な財務に大きな影響を与えるわけでございいます。つまり、北東公庫の損失を肩がわりすることによって準備金が目減りするわけで、その分新銀行の基盤は弱まる形でスタートせざるを得ないわけですね。

そうしますと、なぜこうなつたのかという、先ほどから各委員がしつこく質問いたしております原因と責任、ここにどうしてまたどち着かざるを得ないわけでございいます。この問題がこれまで放置されてきた結果責任、なぜ今回の破綻に至つたのかという責任ですね、これはどうしてもはっきりしてもらわなければなりません。

北東公庫が巨額の不良債権を抱えることになつたのは、先ほどからお聞きしておりますように、いろいろな事情があつたにせよ、これは明らかに

政策当局の失敗ですよ。これは変えられないです。いろいろな理由があつたにせよ、結果的にはこれだけの大きな債務を抱えることになつたのですから、これは政策の失敗でございいます。

この問題をこのまま放置しておけばさらに膨大な債務に膨れ上がるということから、今回の処理策、これはやむを得ないと私も思いますよ。しかし、この処理する開銀の準備金というのは、先ほどから言われておりますように国民の金でしよう。国民の資産なんです。となりますと、なぜこうなつたのかということ国民にはっきりと示さなければ納得がいかないと思ふんですね。一番問題は、この問題をあいまいなまま新銀行設立に至るということが、これから新銀行の行く先、あるいは同じ轍を踏む可能性さえむしろ出てくるのではなからうか。

いろいろな理由を聞きました。これだけの債務が膨らんだ理由を聞きました。円高の問題、石油危機の問題あるいは拓銀の破綻、いろいろな状況がございまして。しかし、それはそういった経済状況の変化であり、企画立案、政策、計画の実行、これは政策当局がやつたんでしよう。となりますと、やはりここははっきりと結果責任をまず認めていただきたい。いろいろな状況があつたにせよ、こういった責任は大きく感じているんだということを言明していただかないことには、事は前に進まないと思ふんです。

まずは北海道開発庁にお聞きします。

○高橋政府委員 苦衷開発、特に……(横光委員「理由はいいんです、責任を認めるかどうかと聞いているんです」と呼ぶ)

それぞれの立場からの責任という問題でございまして、開発庁といたしましては、計画遂行についての責任を負っているわけであります。引き続きその責務を果たすべく、第三セクターの累積債務を処理することを通じて新会社社のもとで計画を推進してまいりたいというふうに考えております。

○横光委員 これまでの計画遂行に対する責任

は、今北海道開発庁はお認めになりました。

そして今度は、その計画を執行した北東公庫で
すね。つまり、先ほどから言われておりますよう
に、資金の回収の見通しが少ない事業に巨額の融
資を続けた、これは北東公庫の審査体制が甘かつ
た、もっと言えば、ずさんな形で融資が行われ
たと言われても仕方ないぐらいのことをやってく
たんじゃないか、私はそういう気がするのです
が、北東公庫の方の責任をはっきりと認識して
ください。

○濱本説明員 繰り返しの御答弁になりますが、
執行部門としまして、目指した目標に向けて何か
なし忘れたことと申しますかなし落としたことと
申しますか、そういうことが本当になかったんだ
ろうか。その点につきましては、先ほど来たたび
びいろいろ御指摘もいただいております、繰
り返し繰り返し考えてみる必要があるというふう
に思っております。

北東公庫の審査体制がずさんでなかったかとい
うお尋ねでございますけれども、一つだけ、北東
公庫のこれまでたどってまいりました実績として
ここでお耳に入れていただきたいたことがござ
いますのは、公庫が設立されました昭和三十
一年でございます。それから平成十年の三月末
までの間、公庫は四兆五千億の資金を融資させ
ていただいております。

その中で、最終的に回収ができなかった額、こ
れが幾らあるのかということ調べてみました。
最終的に回収できなかった額、つまり債権償却を
いたしました額が六十八億円でございました。全
体の比率から申しますと〇・一五％ぐらいになり
ますが、私、このことを申し上げたいということ
ではなくて、公庫として審査に万全を期し、すべ
ての力を集中して債権の確保に努力してまいった
実績を何ほどかごらんいただきたいたったというこ
とが一つ。

それから、その力をむつ、苦東の問題に及ぼせ
なかつた無念さ、これをはっきり私も今認め
て、先ほど申し上げましたような形で、今後この

ような体験をどのように生かすべきか、それを考
えてみたいと思っております次第でございます。

○横光委員 これまでの努力は確かに努力として
認めなければいけない。しかし、その結果はやは
り大きな損失につながったというこの責任も今
痛感しているような御発言でございました。そし
て、そのことを反省することによってこれを生か
したいという言葉もございました。

あいまいにしましたままだと、新銀行の行く先がや
はり不透明になるだろうという気がするわけであ
る。しっかりとした反省、そしてまたその教訓を
生かしてこの新銀行のスタートにつなげなければ
いけない。ですから、各委員が、これは本当に与
党、野党問わず、この責任をはっきりしていただ
きたいという質問が続いたと思うわけございま
す。

私、ちょっと細かいことをお聞きしますが、今
度の新銀行設立は一つの行革でございます。日本
政策投資銀行の役員数、これは開銀が十八人、北
東公庫八人の計二十六人であったのが、九人削減
され十七人の計というわけですね。しかし、こ
の削減された九人のうち六人は、開銀に設けられ
ていた参与制度の廃止により充てられておりま
す。つまり、現在、参与には民間の有識者が就任
し、これは常勤ではないわけですね。このような
ポスト削減に充てても実質的な削減とは言えない
んじゃないかという気がいたしております。

確かに総裁は一人になりますね。しかし、副総
裁はそれぞれ銀行から一つずつで二人。しか
も、理事については、一切の削減はないわけなん
です。両機関の理事の数、合わせて十二人。今回
も、日本政策投資銀行の理事は十二人以内、常勤
は九人となっております。この削減内容では私
は本当の行革になっていないのかと。ちょっときつ
い言い方になりますが、天下りポストについては
これまでどおり確保しつつ、そして削減の大半は
廃止するに余り意義のないと思われるポストを充
てていると言われても仕方ないと思うんです。果
たして十二人もの理事が要るかどうか、必要な

かどうか、まずそこをお聞きたい。そして、行
革であるのなら、せめてもう少し削減する努力
をすべきではないか。この二つにお答えくださ
い。

○溝口政府委員 日本政策投資銀行におきまして
は、法定理事は、開銀八名、北東公庫四名の十二
名でございます。これに對しまして、政策投資銀
行になりますと、常勤につきましては、現在開銀
が七名、北東公庫四名に對しまして、二名削減い
たしまして合計で九名になるわけでございます。

政策投資銀行は、開銀と北東公庫のすべての債
権債務を引き継ぐわけでございます。融資の残
高は、一万八千件、十九兆に上るわけございま
して、大変巨額でございます。もちろん、業務の
見直しは今後も行うわけでございますけれども、
主要な分野といたしまして、地域整備、それから
環境対策等生活基盤関連の融資、それから戦略
的に重要な産業分野に對する融資等、一般に民間金
融機関ではリスクが高い、リスクがとれないとい
うような分野、社会的な公共性が高くて、国の金
融機関がリスクをとって奨励すべきようなものに
業務を行うわけでございます。

こういう実態から見ますと、御提案申し上げて
いるような理事というのは必要ではないかという
のが私どもの判断でございます。

○横光委員 しかし、ただ足して同じ数というの
は、どうしても行革の趣旨に反するという気がし
てなりません。そこは努力によって少しでも削減
の検討をすべきである、このように私は考えてお
ります。

日本政策投資銀行の役員の給与及び退職手当の
支給の基準は、社会一般の情勢に適合したものと
なるよう定めるとしております。これは国民生活
金融公庫も同じですが、この社会一般の情勢に適
合したもの、これがどうもよくわからなないので
す。国民によくわかるように具体的に説明してい
ただけですか。

○溝口政府委員 先ほど申し上げましたように、
政策投資銀行の新任務を遂行していく上で必要な

人材を確保するということが重要でございまし
て、そういう意味で、適切な人材が確保できま
すように、社会一般の方々ととのバランスがと
れたものでなければならぬということが一点で
ございます。

それから、政府関係金融機関といたしまして、
その職責、必要とされる能力に應じたものをや
り給与として支払う必要があるわけございま
して、そういう意味におきまして、社会一般の情
勢に適合したものでなければならぬということ
でございます。

なお、昨年の九月に特殊法人の役員の給与につ
きまして閣議決定をいたしております。国家公務
員の一般職の給与にかかわる法律の指定職十一
号、次官級の俸給でございますけれども、特殊法
人におきまして、役員等、その範囲内で定めな
さいという閣議決定が行われておりまして、新銀
行におきましてもこの範囲内で行われるというこ
とになるわけでございます。

○横光委員 どうも余りよくわからないんです
ね。社会一般の情勢に適合したものと、この分野
が、もっと国民に、ああ、そうか、なるほどな
というように形を示さなければ、いつまでたつても
不透明な印象を与えてしまいます。

北東公庫は、北海道、東北における地域開発を
目的とする政策金融機関であるわけございま
す。先日私も、苦東に視察に行つてまいりまし
た。大変お世話になりましたが、北海道及び地元
経済界などから、これまで北東公庫が融資対象と
してきた地域整備関連分野について、新銀行の重
要な柱に位置づけられてほしいとの要望が出され
てございまして。

そこでお聞きいたしますが、新銀行設立後も、
これまで北東公庫が担ってきた業務分野、範囲は
これまでと同様のものと理解してよろしいでし
ょうか、それが一つ。そしてまた、新銀行の業務に
おける北東地域の地域整備関連分野の位置づけは
どうなるのか、お聞かせいただきたいたと思いま
す。

○溝口政府委員 業務の分野につきましては、新銀行は、開発銀行が行っております地域開発融資制度を引き継ぎますし、北海道開発公庫が行っております、北海道、東北地方を対象といたしました地域プロジェクトの支援も引き継ぐところでございます。こういう分野は新銀行の三本の重要な融資分野の一つでございますから、その三本の柱の一つとして重点的にやっていくことになろうかと思ひます。

それから、北海道の関係でございますとかそういう地域整備の関係でございますけれども、機構面におきまして、重複する総務、人事部門のセクションを一本化しまして合理化する一方で、地域の拠点を充実するということを図っておりますから、そういう面を通じましても、地域開発、地域の発展のために新銀行は重要な役割を果たしていくものと考えております。

○横光委員 終わります。どうもありがとうございました。

○村井委員長 次回は、明二十一日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五分散会

平成十一年五月十日印刷

平成十一年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B